



給湯省エネ 2026事業

戸別申請

購入・工事タイプ
新築注文住宅 **K1**

購入・工事タイプ
既存住宅 **K2**

購入・工事タイプ
新築分譲住宅 **K3**

リース利用タイプ **L**

住宅省エネポータル 操作説明書

交付申請等 編

2026年3月31日版

住宅の種類や給湯器発注者の区分により、選択する申請方法が異なります。ご注意ください。
ひとつの戸別申請において、複数住戸に行った給湯器の設置について交付申請を行うことはできません。
(ひとつの工事請負契約により複数住戸への設置を行った場合も、住戸毎に戸別申請を行ってください)

住宅の種類	給湯器発注者の区分	利用できる申請方法
戸建住宅	全ての発注者	戸別申請 本書をご確認ください
	下記以外の発注者	
共同住宅等*1*2	建物内の全住戸の所有者	一括申請 本書ではありません 操作説明書 一括申請 をご確認ください
	管理組合または管理組合法人	

*1 共同住宅等の一部の住戸(複数である場合を含む)を所有するオーナーが、所有する住戸にまとめて給湯器の設置を行った場合、**戸別申請から、各住戸毎に交付申請(予約を含む)**を行ってください。

*2 2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅、マンション、長屋を含む)をいいます。

給湯省エネ2026事業事務局

ホームページ
<https://kyutou-shoene2026.meti.go.jp/>

現在、お問い合わせ窓口は、たくさんのお電話をいただいております、繋がりにくくなっております。
ご案内できることはホームページに記載しております。
お問い合わせが多いものは、よくあるご質問にも反映してまいります。
まずは左記ホームページ内の**よくあるご質問**を**必ずご確認ください**。

住宅省エネ2026
キャンペーン
補助事業合同
お問い合わせ窓口



0570-081-789
(IP電話等からのお問い合わせ先)
03-6629-1646

受付時間 / 9:00~17:00
(土・日・祝含む)

※電話番号はお間違えないようお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

《住宅省エネポータルの推奨環境》

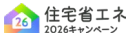
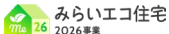
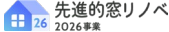


OS : Windows 11 / macOS 14

ブラウザ : Microsoft Edge / Firefox / Google Chrome / Safari (いずれも最新版)

※上記環境であってもパソコン設定により、ご利用できない、正しく表示されない場合があります。

【住宅省エネポータル操作説明書 種類一覧】

住宅省エネ2026キャンペーン(以下、「本キャンペーン」という)および各事業のホームページから閲覧・ダウンロードできます。また、本書の前に、『住宅省エネ2026キャンペーン 住宅省エネポータルの利用の前に』をご確認ください。

本書	操作説明書の種類	説明内容
	住宅省エネポータルの利用の前に	◆ポータルとは ◆ポータルの構成 ◆アカウントの種類 ◆アカウントの機能について
	統括アカウント編・GXアカウント編	【統括アカウント編】 ◆住宅省エネ支援事業者の事業者登録 ◆利用者情報の登録 ◆公表情報の登録 ◆口座の登録 ◆GXへの協力表明
	担当者アカウント編	【GXアカウント編】 ◆事業者登録 ◆GXへの協力表明 ◆ログインについて ◆利用者情報の登録 ◆統括アカウントとの連携 ◆入力した情報の検索
	交付申請等編	注文住宅の新築
		新築分譲住宅の購入
		賃貸住宅の新築
		リフォーム
	交付申請等編	住宅 / リフォーム工事(戸別)
		住宅 / リフォーム工事(一括)
		非住宅 / リフォーム工事
	交付申請等編	戸別申請
		一括申請
	交付申請等編	リフォーム工事タイプ リース利用タイプ

はじめに

3

ポータル操作にあたって 3
操作・入力に関する基本事項 4

第1章 TOP画面の機能と構成

7

①本事業の専用ポータル TOP画面の構成 8
②交付申請(予約を含む)の検索・再編集 10

第2章 ポータルの手続き手順・新規作成

13

交付申請(予約を含む)の手順：手続きフロー 14
交付申請(予約を含む)の新規作成画面 15

第3章 交付申請(予約を含む)の登録

17

交付申請(予約を含む) | 詳細画面 18
交付申請(予約を含む) | 入力画面 20

交付申請(予約を含む) | 添付書類登録画面
交付申請(予約を含む) | 工事写真 添付書類登録画面

【補足】工事写真撮影アプリ

共有URL **後日公開予定**

【補足】交付申請(予約を含む)

提出後の画面について

≪不備があった場合≫ ©不備訂正

第4章 その他

各書類のダウンロード
予約の有効期限に **後日公開予定**
変更依頼(担当者アカウント)
交付決定後の共同事業者情報編集

第5章 参考資料

45

交付申請(予約を含む) | 詳細画面の管理情報について 46

第6章 変更履歴

48

ポータル操作にあたって

住宅省エネポータルは、基本的に画面の指示に従って操作することで交付申請(予約を含む)を作成し、提出できるように作られています。

以下の **Point** を確認し、実際に操作を行ってみてください。

(不明な箇所は本説明書を参照してください。必ずしも全てに目を通す必要はありません)

Point 1 画面上部のボタンにおける、必要な操作とその順番

交付申請の詳細画面の上部には、申請における手続き順に下図のボタンが並びます。左から右まで順番に押し、表示される画面の指示に従って入力してください。

緑色 のボタンはその時に必要な操作を、**グレー** のボタンは不要な操作を表しています。

左から順にクリックして入力 → 右まで行くと申請が完了



Point 2 入力欄は画面の上から順番に入力

編集画面において表示された入力欄は、原則、入力が必要(*マークで表現)です。(それ以前に入力した内容によって入力が不要と判断された項目は、入力できない(グレーアウト)、または表示がされません) 入力上の注意点は周辺に表示されます。

(例)

給湯器 (1台目) の設置工事の着手日 必須マーク	西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	※ (交付のみ) 未来日は登録不可 ※ 契約日および2025年11月28日以降であること ※ 予約の場合は予定日を入力	入力上の注意点
----------------------------------	---	---	---------

Point 3 添付が必要な書類は、添付画面上部に一覧表示

提出書類の添付は、全ての入力が完了した後に行います。

入力内容に応じて必要な書類は異なります。書類添付画面の上部に必要書類を一覧で表示しています。

なお、各書類の詳細説明(ガイド)や指定様式・書式のダウンロードページへのリンクボタンも表示されます。

(例)

添付タイプ	※	タイプ	書式	備考
▼1. 【国庫省エネ】共同事業実施届出	・本事業団体の要式 (子会社・工直ホムを利用する場合、前にも作成が必要)	書類	P2	様式 記入用紙
▼2. 工事開始前届出 (申請書)	・申請書に必要 ・いついつの日 (法人は、担当職について署名) (任意の形式) ・マイナンバー (1)	書類	P3~4	
▼3. 国土交通省とのエネルギー一般競争入札確認で る書類	・申請書 ・申請書 ・申込書 ・申請書 ・申請書 ・申請書	書類	P15	
▼4. 工事開始届出	・いついつの日 (法人は、担当職について署名) (任意の形式) ・マイナンバー (1) ・申請書 ・申込書 ・申請書 ・申請書 ・申請書	書類	P13~14	
▼5. 工事開始届出 (2回目) 確認書類	・エコキュートはメーカー別々の保証書 ・エコキュートはメーカー別々の保証書 ・エコキュートはメーカー別々の保証書 ・エコキュートはメーカー別々の保証書 ・エコキュートはメーカー別々の保証書	書類	P7~8	
▼6. 消費電力測定 (エコキュート)	・消費電力測定が完了した共同事業者の申請書 ・申請書 ・申請書 ・申請書 ・申請書	書類	P16	
▼7. 工事開始届出 (確認書類の提出)	・申請書 ・申請書 ・申請書 ・申請書 ・申請書	書類	P21	

- 添付が必要な書類名称(添付タイプ)
- 添付する書類の注意事項
- 添付する書類の詳細資料へのリンクボタン
- 指定の様式・書式がある場合、ダウンロードページへのリンクボタン

Point 4 入力や添付のエラーは、各画面上部に一覧表示

入力内容が正しくない、添付に漏れがある場合、各画面の上部に赤字でエラーが表示されます。エラーが表示された場合、該当箇所を修正しなければ、先に進むことができません。

(例)

エラーが発生しました。

- ・ (EG50001400) 必須項目が入力または選択されていません。 | 給湯器を設置した住宅の所在地 丁目番地等
- ・ (EG81001900) 対象期間外です。(未来日になっています。) | 給湯器 (1台目) の設置工事の着手日
- ・ (EG81002900) 日付が正しくありません。(着工前の引渡しは不可) | 引渡日

エラーコード
(管理用)

エラーの内容

エラーの項目名

操作・入力に関する基本事項

以下の基本事項をご確認のうえ、ポータル操作を行ってください。

【ボタン操作(保存・画面遷移)】

入力した情報の保存や画面遷移の際にクリックするボタンは、それぞれ役割が異なります。入力済みの情報を保存せず、破棄するボタンもあるため、役割をご理解ください。(以下に記載のないボタンもありますが、該当ページにて説明を記載しています)

入力完了

すべての情報の入力完了後、保存する際にクリックしてください。

◆エラー(入力内容の適否・必須項目の入力漏れ等)のチェックを行います。(保存後は、所定の画面に遷移します)

エラーがない場合は、次の手続きに進むことができます。

エラーがある場合は、下図のように画面上部に内容が表示されます。エラー箇所を訂正のうえ、再度クリックしてください。(エラーがある場合は保存されません)

エラーが発生しました。

- (EG54000400) 必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者・氏名 ウジ
- (EG54000800) 必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者・生年月日

仮保存(チェックなし)

入力した情報を保存する際にクリックしてください。

◆入力作業の中断等、一時的に保存したい場合にご使用ください。エラーのチェックは行いません。

仮保存の状態では、手続きを進めることはできません。

入力を続ける(更新)

入力しているページにて、入力済みの内容にエラーがないか、途中で確認する際にクリックしてください。

◆エラー(入力内容の適否・必須項目の入力漏れ等)のチェックを行います。

エラーがある場合は、画面上部に内容が表示されます。エラー箇所を訂正のうえ、再度クリックしてください。

(エラーがある場合は保存されません)

詳細へ戻る

🏠 TOPに戻る

保存せずに所定の画面に戻る際にクリックしてください。

◆入力・編集した内容を保存せずに元の画面に遷移します。

前回保存した状態に戻ります。編集を取りやめたい場合等にご使用ください。

【入力欄】

入力欄・選択肢の非表示・非活性(グレーアウト)

◆入力した内容により、情報が不要となる項目は、入力欄や選択肢が非表示またはグレー表示となり、入力・選択できなくなります。
※必ず画面の上から順番に入力を行ってください。

例) 住宅所有区分で[その他]以外を選択した場合、その他の詳細入力欄は非活性

住宅所有区分	<input checked="" type="radio"/> 持家(自己居住用) <input type="radio"/> 持家(別荘等) <input type="radio"/> 貸家 <input type="radio"/> 社宅 <input type="radio"/> 借家 <input type="radio"/> その他 (<input type="text"/>)
--------	--

【住所の入力について】

各入力欄での住所入力方法および注意事項は、基本共通です。下記手順に沿って入力してください。

Step1 [住所入力]ボタンをクリック

Step2 [住所検索]画面にて郵便番号を入力、[検索]ボタンをクリックし、検索結果に表示された候補から該当するものを選択、[確定]ボタンをクリック

《郵便番号が不明 / 私書箱を利用されている場合》

何も入力せずに[検索]ボタンをクリックし、「郵便番号を入力してください」の表示で[OK]をクリックすると、[自分で入力する]ボタンが表示されます。クリックして住所を直接入力してください。

Step3 [丁目番地等]以降を入力

※[丁目番地等]欄の入力例

○⇒1-12-3 (全角数字・ハイフン)

×⇒1丁目12番3号(半角数字・ハイフン未使用)

《該当する住所が検索結果に表示されない場合等、自身で直接入力する際の注意事項》

- ・住所は、住居表示で入力してください。(住居表示が未定の場合は、地名地番で入力してください)
- ・[都道府県]欄は、都道府県を省略せず入力してください。(例：東京都⇒○ 東京⇒×)
- ・政令指定都市の場合、市名・区名を[市区町村]欄に入力してください。(例：横浜市西区の場合⇒[市区町村]欄に「横浜市西区」と入力)
- ・地名(例：「千代田区霞が関」の「霞が関」)は[丁目番地等]欄に入力してください。

第1章

TOP画面の機能と構成

戸別申請

K1 K2 K3 L

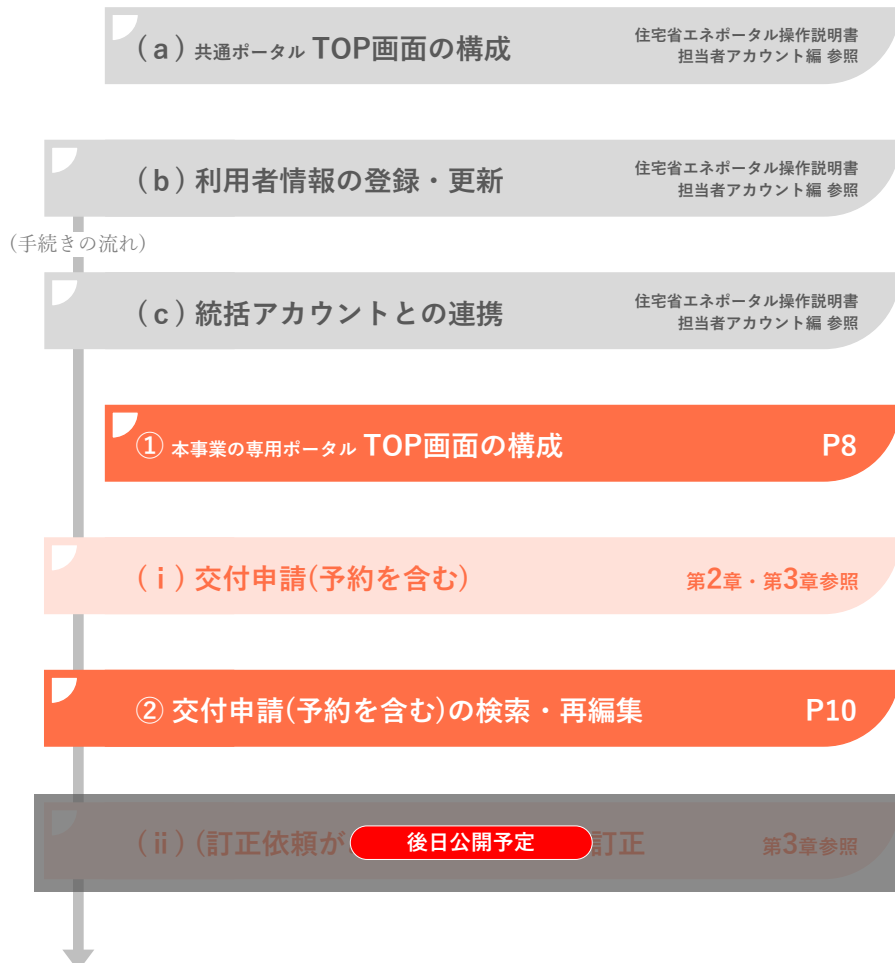
【手続きの流れと本書での解説】

本章では、給湯省エネ2026事業(以下「本事業」という)の専用ポータル[TOP]画面およびその機能と構成について解説を行います。

(i)は第2～3章、(ii)は第3章で解説を行います。そちらを参照してください。

なお、(i)の前には、必ず(b)「利用者情報の登録」および(c)「統括アカウントとの連携」を完了する必要があります。

(b)(c)については『住宅省エネ2026キャンペーン 住宅省エネポータル操作説明書 担当者アカウント編』にて解説していますので、そちらを参照ください。

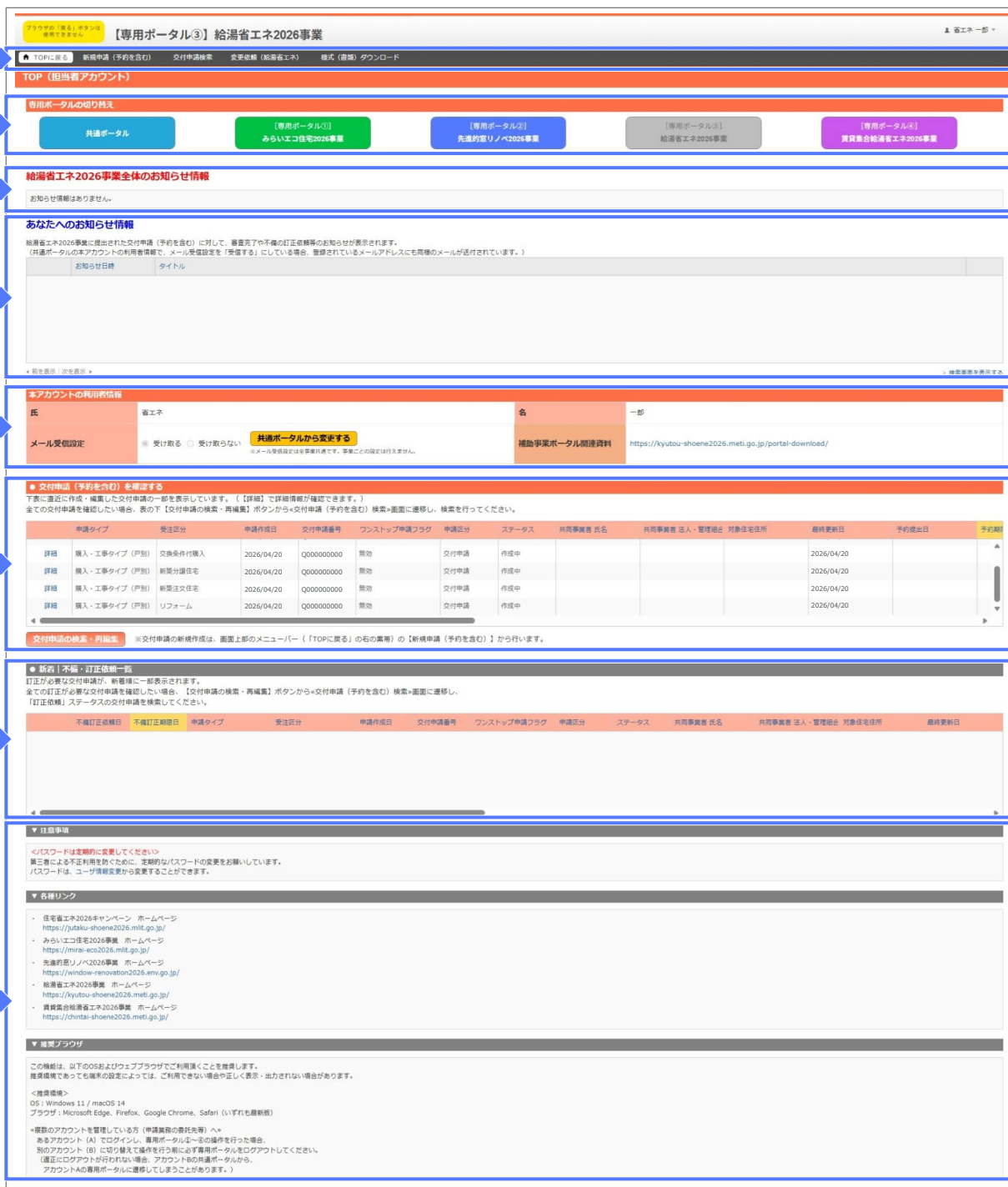


① 本事業の専用ポータル TOP画面の構成

共通ポータルTOP画面から、専用ポータルの切り替えの[[専用ポータル③]給湯省エネ2026事業]をクリックすると、本事業の専用ポータルの[TOP]画面に切り替わります。

【本事業の専用ポータル TOP画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。



1 共通ポータルTOP画面から「TOPに戻る」をクリックすると、専用ポータルTOP画面に切り替わります。

2 専用ポータルの切り替えボタンが表示されます。

3 給湯省エネ2026事業全体のお知らせ情報が表示されます。

4 あなたへのお知らせ情報（メール受信設定）が表示されます。

5 本アカウントの利用情報（氏名、メールアドレス、補助事業ポータル関連資料）が表示されます。

6 申請履歴（申請タイプ、受注区分、申請作成日、交付申請番号、ワンストップ申請フラグ、申請区分、ステータス、共同事業者氏名、共同事業者法人・管理組合、対象住宅住所、最終更新日、予約提出日、予約期日）が表示されます。

7 未済訂正依頼履歴（未済訂正依頼日、未済訂正期間日、申請タイプ、受注区分、申請作成日、交付申請番号、ワンストップ申請フラグ、申請区分、ステータス、共同事業者氏名、共同事業者法人・管理組合、対象住宅住所、最終更新日）が表示されます。

8 各種リンク（住宅省エネ2026キャンペーン、みらいエコ住宅2026事業、先進的窓リノベ2026事業、給湯省エネ2026事業、資格集合給湯省エネ2026事業）と補償プラザ情報が表示されます。

各項目の詳細

本事業の専用ポータルTOP画面

1 メニューバー

- ◆ポータル利用時に常に表示されているヘッダーです。
- ◆[TOPに戻る]ボタンから[TOP]画面に遷移することができます。
- ◆[新規申請(予約を含む)]ボタンから、[交付申請(予約を含む)の新規作成]画面に遷移することができます。
- ◆[交付申請検索]ボタンから、[交付申請(予約を含む)|検索画面]に遷移することができます。
- ◆[変更依頼(給湯省エネ)]ボタンから[登録情報の変更依頼]画面に遷移することができます。
- ◆[様式(書類)ダウンロード]ボタンから、[様式(書類)ダウンロード]画面に遷移することができます。

2 共通ポータル・各構成事業専用ポータルの切り替え

- ◆[共通ポータル][[専用ポータル①]みらいエコ住宅2026事業][[専用ポータル②]先進的窓リノベ2026事業][[専用ポータル④]賃貸集合給湯省エネ2026事業]ボタンから、共通ポータルや各構成事業の専用ポータル[TOP]画面が別タブで表示されます。

※統括アカウントから参加申告をしていない構成事業のボタンは非活性となり、当該専用ポータルを表示することができません。

3 給湯省エネ2026事業全体のお知らせ情報

- ◆給湯省エネ2026事業事務局(以下「事務局」という)からの、ポータルの利用者に向けた本事業に関するお知らせ事項を確認できます。
- ◆メールでの通知は行われませんので、定期的に確認してください。

4 あなたへのお知らせ情報

- ◆事務局から、本アカウント利用者宛に、本事業に関する**個別**のお知らせ事項がある場合に表示します。
- ◆メール受信設定を「受信する」にしている場合、登録されているメールアドレスに同様のメールが送付されます。

5 本アカウントの利用者情報

- ◆本担当者アカウントの利用者氏名が表示されます。
- ◆審査進捗のメール受信設定状況を確認できます。
[共通ポータルから変更する]をクリックすると、共通ポータルの[本アカウントの利用者情報|詳細画面]が開き、設定を変更できます。(この設定はすべての構成事業で共通です。構成事業ごとの設定は行えません)
- ◆[補助事業ポータル関連資料]欄のURLをクリックすると、本事業ホームページの「ポータル関連資料」ページが別タブで表示されます。

6 交付申請(予約を含む)を確認する

- ◆本事業で直近に作成・編集した交付申請(予約を含む)の一部が確認できます。(未登録の場合、表示されません)
[詳細]をクリックすることで、当該申請の[詳細]画面に遷移することができます。
- ◆[交付申請の検索・再編集]ボタンから[交付申請(予約を含む)|検索画面]に遷移し、条件を設定して過去に作成した交付申請を検索することができます。(P10~11参照)

7 新着 | 不備・訂正依頼一覧

- ◆提出した交付申請(予約を含む)に不備がある場合、事務局から訂正の依頼を受けることがあります。
- ◆不備の訂正が必要な交付申請(予約を含む)が新着順に一部表示されます。(依頼がない場合、表示されません)
[詳細]をクリックすることで、当該交付申請(予約を含む)の[詳細]画面に遷移することができます。
- ◆**6**の[交付申請の検索・再編集]ボタンから、[検索画面]において、不備の訂正が必要な交付申請(予約を含む)の絞り込みを行うことができます。

8 注意事項 / 各種リンク / 推奨ブラウザ

- ◆本アカウントのパスワードは定期的に変更してください。
- ◆本事業の重要な情報は、ホームページ上で公表されます。定期的に確認してください。
- ◆推奨されないブラウザ等では、正しく動かない場合があります。

② 交付申請(予約を含む)の検索・再編集

既に登録した交付申請(予約を含む)の参照、再編集を行う場合は、TOP画面の[交付申請の検索・再編集]ボタンをクリックし、[交付申請(予約を含む)|検索]画面から、検索します。

なお、直近に登録・編集した交付申請(予約を含む)は[TOP]画面にも表示されます。

【TOP画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

The screenshot shows the TOP page of the portal. At the top, there are navigation tabs: 「TOPに戻る」, 「新規申請(予約を含む)」, 「交付申請検索」, 「変更依頼(給湯省エネ)」, and 「様式(申請)ダウンロード」. Below these is a section for 「専用ポータル」 with buttons for 「共通ポータル」, 「【専用ポータル③】みらいエコ住宅2026事業」, 「【専用ポータル②】先達約整リノベ2026事業」, 「【専用ポータル①】給湯省エネ2026事業」, and 「【専用ポータル④】高層集合給湯省エネ2026事業」. A red box highlights the 「交付申請検索」 button. Below this is a table of delivery applications. A red box highlights the first two rows of the table, with the text 「直近に登録・編集した交付申請(予約を含む)が表示」 overlaid. At the bottom, there is a menu bar with 「新規」, 「不備」, and 「訂正依頼一覧」.

申請タイプ	受注区分	申請作成日	交付申請番号	ワンストップ申請フラグ	申請区分	ステータス	共同事業者 氏名	共同事業者 法人・管理組合	対象住宅住所	最終更新日	予約提出日	予約期日
詳細	購入・工事タイプ (戸別)	交換条件付購入	2026/04/20	Q000000000	無効	交付申請	作成中			2026/04/20		
詳細	購入・工事タイプ (戸別)	リフォーム	2026/04/20	Q000000000	無効	交付申請	作成中			2026/04/20		

メニューバーの「交付申請検索」

もしくは[交付申請(予約を含む)を確認する]の[交付申請の検索・再編集]ボタンをクリック

【交付申請(予約を含む)|検索画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

The screenshot shows the search screen for delivery applications. At the top, there are navigation tabs: 「TOPに戻る」, 「新規申請(予約を含む)」, 「交付申請検索」, 「変更依頼(給湯省エネ)」, and 「様式(申請)ダウンロード」. Below these is a section for 「専用ポータル」 with buttons for 「共通ポータル」, 「【専用ポータル③】みらいエコ住宅2026事業」, 「【専用ポータル②】先達約整リノベ2026事業」, 「【専用ポータル①】給湯省エネ2026事業」, and 「【専用ポータル④】高層集合給湯省エネ2026事業」. A red box highlights the 「交付申請(予約を含む)|検索画面」 button. Below this is a search form with various filters and a search button. A red box highlights the search button. Below the search form is a table of search results. A red box highlights the first two rows of the table, with the text 「直近に登録・編集した交付申請(予約を含む)が表示」 overlaid. At the bottom, there is a menu bar with 「新規」, 「不備」, and 「訂正依頼一覧」.

申請タイプ	受注区分	申請作成日	交付申請番号	ワンストップ申請フラグ	申請区分	ステータス	共同事業者 氏名	共同事業者 法人・管理組合	対象住宅住所	最終更新日	予約提出日	予約期日
詳細	リース利用タイプ (戸別)	リフォーム	2026/04/20	Q000000000	無効	交付申請	作成中			2026/04/20		
詳細	リース利用タイプ (戸別)	新築注文住宅	2026/04/20	Q000000000	無効	交付申請	作成中			2026/04/20		

第1章 TOP画面の機能と構成

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 検索画面

1 交付申請(予約を含む)の登録時の情報を、検索条件として設定することで絞り込みが可能

- ◆[交付申請番号]は、交付申請(予約を含む)の登録時に付番される固有の番号(Q+数字9桁(Qは半角大文字))です。
なお、完全一致した場合のみ検索結果に表示されます。(Qが小文字、0が足りない場合など、検索できません)
- ◆[ステータス](交付申請ステータスともいう)とは、当該交付申請(予約を含む)の進捗の状態を示すものです。
[ステータス]ごとの状態については、P47を参照ください。
- ◆[Download]ボタンをクリックすると、設定した検索条件に合致する交付申請(予約を含む)のリストデータをCSV形式でダウンロードすることができます。

2 検索条件に合致する交付申請(予約を含む)を表示

- ◆検索条件を未設定の状態では[検索]ボタンをクリックすると、登録されているすべての交付申請(予約を含む)が表示されます。

※検索結果に表示されない場合

交付申請(予約を含む)の[入力]画面において、正しく[仮保存(チェックなし)]または[入力完了]ボタンがクリックされず、保存されていない可能性があります。再度登録を行い、正しく保存を行ってください。
(登録後、登録データが消えることはありません)



給湯省エネ
2026事業

戸別申請

K1 K2 K3 L

第2章

ポータルの手続き手順 ・新規作成

交付申請(予約を含む)の手順：手続きフロー

交付申請(予約を含む)は、以下の手順で手続きを行います。

※交付申請の予約および交付申請の手続きが可能となる時期は、以下のとおりです。

申請タイプ	設置する住宅	手続き可能な時期	
		交付申請の予約	交付申請
購入・工事	新築注文住宅	建築着工以降*	住宅の引渡し以降
	新築分譲住宅	不動産売買契約の締結以降	
	既存住宅(リフォーム)	契約工事全体の着手以降	工事の引渡し以降、 または共同事業者による給湯器の利用開始以降
	既存住宅(交換条件付購入)	不動産売買契約の締結以降	住宅の引渡し以降
リース利用	新築注文住宅	リース契約の締結以降	住宅の引渡し以降
	新築分譲住宅		工事の引渡し以降、 または共同事業者による給湯器の利用開始以降
	既存住宅(リフォーム)		

*新築注文住宅を複数の事業者と契約(分離発注)して建築を行う場合は、補助対象製品(1台目)の設置を含む工事請負契約の締結以降

本章

① 交付申請(予約を含む)の新規作成

P15

(手続きの流れ)

② 交付申請(予約を含む)情報の入力

P20

③ 編集完了

P18

第3章

④ 申請書類の添付

⑤ 工事写真の添付 ※交付申請の予約時は不要です

⑥ 提出

後日公開予定

《不備があった場合》

⑦ 不備訂正

承認(交付決定・予約済)

◆ 交付申請の予約を行った場合、住宅の引渡し・工事の引渡し等の後、②から申請手続きを行ってください。

交付申請(予約を含む)の新規作成画面

交付申請(予約を含む)の新規作成は[交付申請(予約を含む)の新規作成]画面で行います。

メニューバーにある[新規申請(予約を含む)]ボタンをクリックしてください。

[交付申請(予約を含む)の新規作成]画面が表示されます。

なお、[統括アカウント]が事業者登録時に申告していない補助対象事業について交付申請を行うことはできません。(ボタンはグレーで表示されます)

【交付申請(予約を含む)の新規作成画面のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

交付申請(予約を含む)の新規作成

TOPに戻る

● 交付申請(予約を含む)を作成する

■ 交付申請について
本事業の交付申請の提出は、契約に含まれる工事の完了、引渡し後に行います。
提出後、交付申請の申請ステータスが「審査中」「訂正依頼」「交付決定」については、予算が確保されます。
(交付申請の申請ステータスが「作成中」「編成完了」「受付却下」「申請取下」「誤申請」は、予算が確保されません。)

□ 交付申請の予約について
本事業の交付申請の予約の提出は、契約に含まれる最も早い工事(補助対象外の工事を含む)の着手以降に行います。
提出後、申請ステータスが「審査中」「訂正依頼」「予約済」については、予算が確保されます。
(予約の申請ステータスが「作成中」「編成完了」「受付却下」「申請取下」「誤申請」については、予算が確保されません。)
また、予約の承認後、予約期限内に交付申請を提出することで、引き続き予算は確保されます。
(予約期限が経過し「受付却下」された場合であっても、交付申請の受付期間内であれば、改めて交付申請及び予約の提出を行うことができます。)

○ 口座の登録について
交付申請(予約を含む)の提出には、予め統括アカウントにより登録された口座が、事務局の審査により承認されている必要があります。
(口座の登録については、統括アカウントの利用者にご確認ください。)

戸別申請 : 戸建住宅や共同住宅の1住戸に対する給湯器の導入
該当する申請タイプを選択してください。
選択を誤った場合、交付申請の作成中に変更することはできません。(改めて正しい申請タイプで新規作成をする必要があります)

申請タイプ	既存住宅※1※2		新築住宅※1	
	リフォーム	注文	分譲	
購入・工事	1 リフォーム&工事	2 注文&工事	3 分譲&工事	
リース利用	4 リフォーム&リース	5 注文&リース	6 分譲&リース	

※1 新築住宅とは、完成(確認申請における検査済証の発出日とする)から1年未満または人の居住の用に供していない住宅をいう。
既存住宅とは、新築住宅以外の住宅をいう。
※2 既存住宅の交換条件付購入の申請はご対応。(不動産売買契約書が必要です。)
交換条件付購入とは、売主に対して、既存の給湯器から新しい給湯器への交換設置が不動産売買契約の条件に付されているものをいう。

一括申請 : 共同住宅の複数住戸に対する給湯器の導入
該当する申請タイプを選択してください。
選択を誤った場合、交付申請の作成中に変更することはできません。(改めて正しい申請タイプで新規作成をする必要があります)

申請タイプ	既存住宅※1※2		新築住宅※1	
	リフォーム	注文	分譲	
購入・工事	7 リフォーム&工事	8 注文&工事	-	
リース利用	9 リフォーム&リース	10 注文&リース	11 分譲&リース	

※1 新築住宅とは、完成(確認申請における検査済証の発出日とする)から1年未満または人の居住の用に供していない住宅をいう。
既存住宅とは、新築住宅以外の住宅をいう。
※提出された交付申請(予約を含む)であっても、「事務局が要件を満たさないと判断した」「指定した期限までに不備訂正がされない」等の場合、交付申請は却下されることがあります。
却下された交付申請(予約を含む)に補助金は交付されません。(改めて要件を満たすことができる場合、再申請は可能です。)

TOPに戻る

戸別・一括申請ごとに申請タイプ別の新規作成ボタンが表示されます。
申請するタイプに応じたボタンをクリックしてください。

申請タイプ				ボタン名称	ボタン位置	概要と参照するページ
戸別申請	購入・工事	既存住宅	リフォーム	[リフォーム&工事]	1	戸別申請の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。 本書で解説します。(P17~参照)
		新築住宅	注文	[注文&工事]	2	
			分譲	[分譲&工事]	3	
	リース利用	既存住宅	リフォーム	[リフォーム&リース]	4	
		新築住宅	注文	[注文&リース]	5	
			分譲	[分譲&リース]	6	
	※既存住宅の交換条件付購入を新規作成する場合は a [こちら] をクリック					
一括申請	購入・工事	既存住宅	リフォーム	[リフォーム&工事]	7	一括申請の交付申請(予約を含む)を新規に作成します。 『住宅省エネポータル 操作説明書(交付申請等編 一括申請)』で解説します。
		新築住宅	注文	[注文&工事]	8	
	リース利用	既存住宅	リフォーム	[リフォーム&リース]	9	
		新築住宅	注文	[注文&リース]	10	
			分譲	[分譲&リース]	11	

第3章

交付申請(予約を含む)の登録

戸別申請

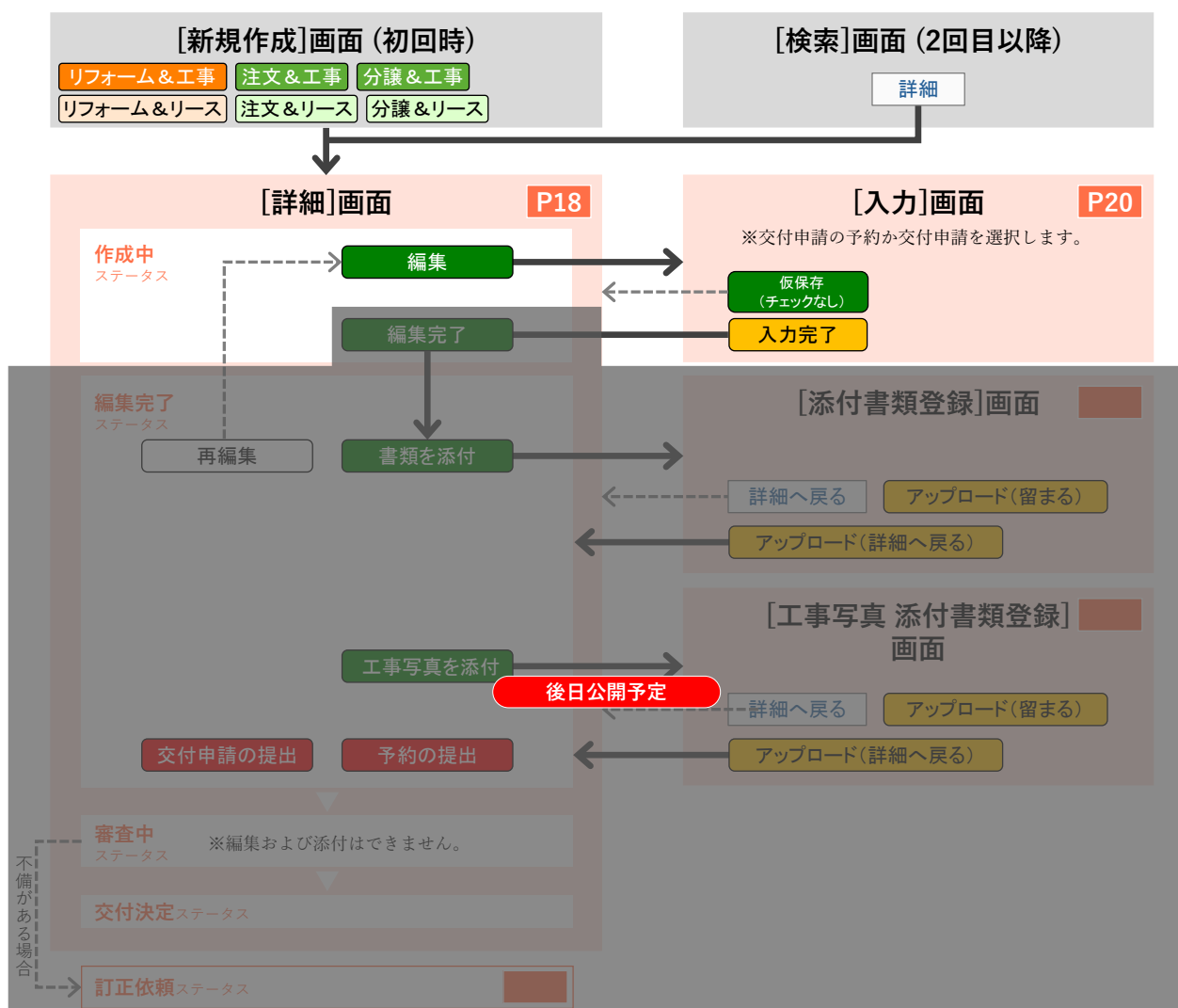
K1 K2 K3 L

【登録における画面構成と手続きのイメージ】

交付申請(予約を含む)は、以下の4つの画面で構成されます。

- ◆【詳細】画面 : 【入力】画面や【添付書類登録】画面で登録した情報を確認し、編集完了・提出等、ステータスの変更を行う画面です。
- ◆【入力】画面 : 交付申請(予約を含む)の情報を入力、保存する画面です。
- ◆【添付書類登録】画面 : 工事写真以外の申請書類をアップロードする画面です。
- ◆【工事写真 添付書類登録】画面 : 工事写真をアップロードする画面です。

登録手続き全体のフローは以下のとおりです。



交付申請(予約を含む) | 詳細画面

① 交付申請(予約を含む)の新規作成 / ③ 編集完了 / ④ 提出

新規作成を行うと交付申請番号が付番された[詳細]画面に遷移します。

(以降、検索からも表示することができます)

[詳細]画面は、交付申請(予約を含む)の登録状況を確認できる画面です。

ここでは、**編集完了**や**交付申請の提出・予約の提出**といった、当該交付申請(予約を含む)の[交付申請ステータス]を進めることができます。

【交付申請(予約を含む) | 詳細画面(交付申請ステータス[作成中])のイメージ】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

1 編集 ⇒ 編集完了 ⇒ 申請を提出 ⇒ 工事写真を上传 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出 2 申請

3

4

5



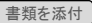
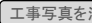





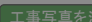





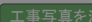



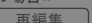





6

1 編集 ⇒ 編集完了 ⇒ 申請を提出 ⇒ 工事写真を上传 ⇒ 予約の提出 ⇒ 交付申請の提出 2 申請

各項目の詳細 交付申請(予約を含む) | 詳細画面

1 登録手続きを進めるためのボタン

◆手続きの進捗に応じて、以下のとおり表示が変わります。(グレーのボタンはクリックできません)

	 ⇒  ⇒  ⇒  ⇒  ⇒ 
①	<p>◆交付申請(予約を含む)情報の登録が必要な状態です。</p> <p>◆[編集]ボタンから、[入力]画面に遷移して必要項目を入力し、[入力完了]ボタンをクリックしてください。</p> <p>◆入力後、内容が正しいことを確認し、[編集完了]ボタンをクリックしてください。</p>
	 ⇒  ⇒  ⇒  ⇒  ⇒ 
②	<p>◆編集完了を行い、申請書類・工事写真の添付が必要な状態です。</p> <p>◆[書類を添付][工事写真を添付]ボタンから、[添付書類登録][工事写真 添付書類登録]画面に遷移して、必要な書類を添付してください。</p> <p>(交付申請の予約時は、工事写真の添付は不要です。[工事写真を添付]ボタンはグレーとなります)</p> <p>※再度登録情報の編集が必要な場合、[再編集]ボタンをクリックすることで、①の状態に戻すことができます。</p>
	<p>＜交付申請の場合＞</p>  ⇒  ⇒  ⇒  ⇒  ⇒ 
	<p>＜交付申請の予約の場合＞</p>  ⇒  ⇒  ⇒  ⇒  ⇒ 
③	<p>◆申請書類・工事写真が添付された状態です。</p> <p>◆正しく書類を添付した後、[交付申請の提出]ボタンまたは[予約の提出]ボタンをクリックしてください。</p> <p>※必要な書類のすべてが添付されていない場合、画面上部にエラーが表示されます。</p>
	<p>◆③の交付申請(予約を含む)の提出後、 ボタンが表示されます。</p> <p>提出後に誤りに気が付いた場合等、事務局の審査を中断したい場合にクリックしてください。</p> <p>[受付却下]のステータスとなり、編集が可能になります。</p> <p>([受付却下]のステータスでは、補助金相当額の予算は確保されません)</p>

2 不要な交付申請(予約を含む)の交付申請ステータスを[誤申請]に変更

- ◆[誤申請]後も検索画面から確認できます。
- ◆交付申請ステータスの状態については、P47を参照ください。

管理情報

3 交付申請(予約を含む)の概要や申請状況等を表示

- ◆管理情報に表示される各項目の詳細はP46を参照ください。
- ◆交付申請ステータスの状態については、P47を参照ください。

(1)補助事業の概要～(5)補助金等の情報

4 交付申請(予約を含む)情報の入力を入力した内容を表示(P20～43)

◆添付した書類の情報◆

5 申請書類の添付・工事写真の添付でアップロードしたファイルを表示

- ◆添付した書類の確認や、誤ってアップロードした書類・写真の削除ができます。

◆不備内容◆

≪当該交付申請(予約を含む)に不備がある場合のみ≫

6 当該交付申請(予約を含む)の不備内容・訂正方法を表示

交付申請(予約を含む) | 入力画面

② 交付申請(予約を含む)情報の入力

交付申請(予約を含む)情報の入力は[交付申請(予約を含む) | 入力]画面で行います。

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ①】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

The screenshot shows the 'Delivery Application (Reservation Inclusive) | Input Screen' with the following numbered callouts:

1. 保存 (チェックなし) / 入力完了 (入力済)
2. エネルギー小売区分 (他社取り扱い工事 / 自社取り扱い工事)
3. 申請区分 (交付申請の予約 / 交付申請)
4. 発注者区分 (個人 / 法人)
5. 受注区分 (新築注文住宅 / 新築分譲住宅 / リフォーム / 交換条件付購入 / 新築/分譲との交換が売買契約の条件に付されているもの / 受注区分の変更は行えません。選択を誤った場合は【新規申請 (予約を含む)】から正しい受注区分で新たに作成する必要があります)
6. 建物区分 (戸建 / 共同住宅等 (二世帯住宅を含む) / 店舗併用住宅は、戸建を選択してください。 / 二世帯住宅、店舗、店舗併用住宅は、共同住宅等を選択してください。 / ただし、二世帯住宅に設置した2台の給湯器をまとめて申請する場合、「戸建」を選択しても差し支えありません。 / ※共同住宅等の管理組合や賃貸オーナーが、備前戸に一括して給湯器を導入する場合、「購入・工事タイプ (一括) ※準備中※」から申請してください。
7. 住宅所有区分 (持家 (自己居住用) / 持家 (別荘等) / 賃貸 / 社宅 / 借家 / その他)
8. 給湯器を設置した住宅の所在地 (〒 / 都道府県 / 市区町村 / 丁目番地等 / 建物名 / 部屋番号 / 建物名・部屋番号がない場合、チェックしてください (入力不要になります) (二世帯住宅、店舗、店舗併用住宅等))
9. 入力を確認 (印刷) ※ここまで入力がいしいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

Below the callouts, the form content is as follows:

(2) 契約および工事の情報

建設工事の工事請負契約日* 西暦 年 月 日 ※未末日は登録不可
※注文書・注文書で契約を締結した場合、請書に記載の請負日を入力
※分譲発注で住宅を建築する場合、給湯器を含む契約の締結日を入力 (当該契約を参照)

建設着工日* 西暦 年 月 日 ※未末日は登録不可
※契約日および2025年11月28日以降であること

引渡日 (予約は予定日)* 西暦 年 月 日 ※未末日は登録不可 (予約を除く)
※予約期間 (提出する日から3か月) までに引渡しできない工事の予約は行えません。

建築事業者名* 氏 名 ※建築工事の工事請負契約書に記載のある事業者名を入力
※株式会社等は省略せずに入力 (× (株) (有))
□ 屋号のない個人事業者 ※個人事業者の場合、屋号を入力

代表者氏名* 氏 名 ※個人事業者の場合、本人の氏名

入力を確認 (印刷) ※ここまで入力がいしいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

(3) 高効率給湯器の情報

自費した給湯器を選択後、製品型番および製品完成、工事費を入力し、製品型番確認ボタンを押してください。

エネルギー以外の給湯器 ○ エネファーム ※入力した型番が、本事業の補助対象外 (補助額0円) の場合、入力を継続できません (給湯器が補助対象の場合を含む)

方式	製品型番	メーカー名	製品売価*	工事費*
ハイブリッド	XXX-XXXX	××株式会社	¥	¥

※製品型番は、メーカーが本事業に登録した型番と完全一致すること。登録された型番は、補助対象製品検索から確認できます。(エコキュート/ハイブリッド)

製品型番確認

! 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可** を表示しています。当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
 - ◆ 予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
 - ◆ 予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細 交付申請(予約を含む) | 入力画面①

1 登録手続きを進めるためのボタン

- ◆[仮保存(チェックなし)]ボタン ⇒ 入力漏れ等のエラーチェックを行わず、入力した内容を保存します。保存後は[詳細]画面に遷移します。
- ◆[入力完了]ボタン ⇒ 入力漏れ等のエラーチェックを行ってから保存します。保存後は[詳細]画面に遷移します。エラーがある場合、下図のように画面上部に内容が表示され、保存されません。

エラーが発生しました。

- (EG54000400) 必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者・氏名 ウジ
- (EG54000800) 必須項目が入力または選択されていません。 | 共同事業者・生年月日

(1) 補助事業の概要

《給湯省エネ事業者アカウントを[エネルギー小売事業者]として登録した場合》

2 給湯省エネ事業者のエネルギー小売区分について該当するものを選択

- ◆エネルギー小売事業者として申請を代行する場合、購入・工事タイプでは[他社取り扱い工事(子会社等が契約するケースを含む)]、リース利用タイプでは[他社取り扱いリース(子会社等が契約するケースを含む)]を選択。当該選択した場合は、『建築主/住宅購入者/工事発注者/リース利用者とのエネルギー販売契約が確認できる書類』(エネルギー利用料金の領収書等)の提出が必要です。
- ◆エネルギー小売事業者としての申請代行ではない場合、購入・工事タイプでは[自社取り扱い工事]、リース利用タイプでは[自社取り扱いリース]を選択してください。

3 申請する手続きに該当するものを選択

- ◆交付申請の予約、および、交付申請の手続きが可能となる時期は、以下のとおりです。

申請タイプ	設置する住宅	手続き可能な時期	
		交付申請の予約	交付申請
購入・工事	新築注文住宅	建築着工以降*	住宅の引渡し以降
	新築分譲住宅	不動産売買契約の締結以降	
	既存住宅(リフォーム)	契約工事全体の着手以降	工事の引渡し以降、または共同事業者による給湯器の利用開始以降
	既存住宅(交換条件付購入)	不動産売買契約の締結以降	住宅の引渡し以降
リース利用	新築注文住宅	リース契約の締結以降	住宅の引渡し以降
	新築分譲住宅		工事の引渡し以降、または共同事業者による給湯器の利用開始以降
	既存住宅(リフォーム)		

*新築注文住宅を複数の事業者と契約(分離発注)して建築を行う場合は、補助対象製品(1台目)の設置を含む工事請負契約の締結以降

4 予⇒交 変更不可 給湯器の発注者が該当するものを選択

5 予⇒交 変更不可 給湯器を設置する住宅が該当する受注区分を確認

- ◆交付申請(予約を含む)新規作成画面で選択した内容により、自動で入力されます。

6 予⇒交 変更不可 建物区分について給湯器を設置する住宅が該当するものを選択

- ◆2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅、マンション、長屋含む)は[共同住宅等]を選択してください。ただし、二世帯住宅に設置した2台の給湯器をまとめて申請する場合、[戸建]を選択しても問題ありません。
- ◆共同住宅等の管理組合や建物全体のオーナーが、同じ棟内の複数住戸に一括して給湯器を導入する場合、「一括申請」から申請してください。(表紙・P15～16参照)
- ◆店舗併用住宅であっても、1つの住戸を有する建物の場合は、「戸建」を選択してください。

7 予⇒交 変更不可 住宅所有区分について給湯器を設置する住宅が該当するものを選択

- ◆[その他]を選択した場合は、区分を入力してください。

8 予⇒交 変更不可 給湯器を設置する住宅の所在地を入力

- ◆添付する『工事請負契約書』、『不動産売買契約書』または『リース契約書』に記載された工事(設置)場所・住宅の所在地等と一致していることが必要です。
- ◆住所の入力方法については、P5を参照ください。
- ◆共同住宅等(二世帯住宅を含む)で部屋番号がない場合は、[部屋番号]欄下の□にチェックしてください。(建物名・部屋番号は入力不要になります)

9 2～8の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ②-1】

《購入・工事/新築注文住宅》の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

526

527

528

529

530

531

532

533

534

535

536

537

538

539

540

541

542

543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

553

554

555

556

557

558

559

560

561

562

563

564

565

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577

578

579

580

581

582

583

584

585

586

587

588

589

590

591

592

593

594

595

596

597

598

599

600

601

602

603

604

605

606

607

608

609

610

611

612

613

614

615

616

617

618

619

620

621

622

623

624

625

626

627

628

629

630

631

632

633

634

635

636

637

638

639

640

641

642

643

644

645

646

647

648

649

650

651

652

653

654

655

656

657

658

659

660

661

662

663

664

665

666

667

668

669

670

671

672

673

674

675

676

677

678

679

680

681

682

683

684

685

686

687

688

689

690

691

692

693

694

695

696

697

698

699

700

701

702

703

704

705

706

707

708

709

710

711

712

713

714

715

716

717

718

719

720

721

722

723

724

725

726

727

728

729

730

731

732

733

734

735

736

737

738

739

740

741

742

743

744

745

746

747

748

749

750

751

752

753

754

755

756

757

758

759

760

761

762

763

764

765

766

767

768

769

770

771

772

773

774

775

776

777

778

779

780

781

782

783

784

785

786

787

788

789

790

791

792

793

794

795

796

797

798

799

800

801

802

803

804

805

806

807

808

809

810

811

812

813

814

815

816

817

818

819

820

821

822

823

824

825

826

827

828

829

830

831

832

833

834

835

836

837

838

839

840

841

842

843

844

845

846

847

848

849

850

851

852

853

854

855

856

857

858

859

860

861

862

863

864

865

866

867

868

869

870

871

872

873

874

875

876

877

878

879

880

881

882

883

884

885

886

887

888

889

890

891

892

893

894

895

896

897

898

899

900

901

902

903

904

905

906

907

908

909

910

911

912

913

914

915

916

917

918

919

920

921

922

923

924

925

926

927

928

929

930

931

932

933

934

935

936

937

938

939

940

941

942

943

944

945

946

947

948

949

950

951

952

953

954

955

956

957

958

959

960

961

962

963

964

965

966

967

968

969

970

971

972

973

974

975

976

977

978

979

980

981

982

983

984

985

986

987

988

989

990

991

992

993

994

995

996

997

998

999

1000

! 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可** を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆ 予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆ 予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細 交付申請(予約を含む) | 入力画面②-1

(2) 契約および工事の情報

10 自身が該当する契約および工事の情報を入力

※『交付申請(予約を含む)新規作成』画面で選択した内容により入力項目が変わります。
該当する申請タイプ、受注区分を確認し、下記ページを参照ください。

購入・工事				リース利用		
新築注文住宅	新築分譲住宅	既存住宅 (リフォーム)	既存住宅 (交換条件付購入)	新築注文住宅	新築分譲住宅	既存住宅 (リフォーム)
P22～23	P24～25	P24～25	P26～27	P26～27		P28～29

11 10の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。
入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

≪[購入・工事/新築注文住宅]の場合の 10 入力≫

1 予⇒交 変更不可 新築注文住宅建築工事の工事請負契約日を西暦で入力〔数字〕

- ◆変更契約の有無に関わらず、原契約の締結日を入力してください。
- ◆建築着工日以前の契約が対象です。
- ◆添付する『工事請負契約書(原契約)』で契約日を確認できることが必要です。
- ◆注文書・注文請書で契約を締結した場合、請書に記載の請負日を入力してください。
- ◆分離発注で住宅を建築する場合、給湯器の設置を含む契約の締結日を入力してください。
- ◆契約前の入力はできません。(未来日の入力は不可)

2 予⇒交 変更不可 新築注文住宅の建築着工日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約日および2025年11月28日以降に建築着工したものが対象です。
- ◆建築着工前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
- ※建築着工し、申請書類がすべて揃い次第、交付申請の予約を行うことができます。

3 新築注文住宅の引渡日を西暦で入力〔数字〕

- ◆住宅の鍵の引渡日を入力してください。
- ◆交付申請は、引渡し後に行うことができます。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、引渡予定日を入力してください。
ただし、予約の有効期間(予約の提出から3ヶ月または2026年12月31日のいずれか早い日)までに引渡しできない工事について、交付申請の予約を行うことはできません。

≪ 2 で[他社取り扱い工事]を選択した場合のみ≫

4 予⇒交 変更不可 新築注文住宅の建築事業者の名称および代表者の肩書・氏名を入力

- ◆添付する『工事請負契約書』に記載のある事業者名を入力してください。
- ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株) ⇒ ×、XXXX株式会社 ⇒ ○)
- ◆個人事業主は、屋号を入力してください。
屋号がない場合は、[屋号のない個人事業主]にチェックしてください。
また、[代表者氏名]欄は、本人の氏名を入力してください。

※入力した「建築事業者」と「補助事業者」が一致することはありません。(同じ場合は[自社取り扱い工事]になります)

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ②-2】

《[購入・工事/新築分譲住宅]の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

(2) 契約および工事の情報	
5	不動産売買契約の原契約日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>※未末日は登録不可 ※下で入力する「住宅が完成した日」から1年以内であること</small>
6	宅が完成した日・ 予約は予定日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>※交付申請は、原付する検査済証の発出日と同日とする</small>
7	モの引渡日・ 予約は予定日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>※未末日は登録不可(予約を除く) ※契約日より2025年11月28日以降であること</small>
8	事業者名 <input type="text"/> <input type="checkbox"/> 番号のない個人事業主 <small>※新築住宅の不動産売買契約書に記載のある事業者名を入力 ※株式会社等は省略せずに入力(×(株)(有)) ※個人事業主で番号がある場合、番号を入力</small>
	代表者氏名 氏 <input type="text"/> 名 <input type="text"/> <small>※個人事業主の場合、本人の氏名</small>
入力を終了する(更新) ※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。	

《[購入・工事/既存住宅(リフォーム)]の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

(2) 契約および工事の情報	
9	フォーム工事の工事請負契約日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>※未末日は登録不可 ※発注書・請書で契約を締結した場合、請書に記載の請日を入力 ※工事を含む売買契約等でも可</small>
10	工事全体の着手日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>※未末日は登録不可</small>
11	機器(1台目)の設置工事の 手日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>※(交付のみ)未末日は登録不可 ※契約日より2025年11月28日以降であること ※予約の場合は予定日を入力</small>
12	フォーム工事の引渡日・ 予約は予定日 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>※工事の引渡しまたは給湯器の使用開始日 ※未末日は登録不可(予約を除く) ※予約の期限(提出する日から30日)までに引渡しがない工事の予約は行えません</small>
13	工事施工者名 <input type="text"/> <input type="checkbox"/> 番号のない個人事業主 <small>※リフォーム工事の工事請負書に記載のある事業者名を入力 ※株式会社等は省略せずに入力(×(株)(有)) ※個人事業主で番号がある場合、番号を入力</small>
	代表者氏名 氏 <input type="text"/> 名 <input type="text"/> <small>※個人事業主の場合、本人の氏名</small>
入力を終了する(更新) ※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。	

! 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可** を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆ 予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆ 予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細 交付申請(予約を含む) | 入力画面②-2

《[購入・工事/新築分譲住宅]の場合の 10 入力》

5 予⇒交 変更不可 新築分譲住宅の不動産売買契約日を西暦で入力〔数字〕

- ◆変更契約の有無に関わらず、原契約の締結日を入力してください。
- ◆住宅の引渡日以前の契約が対象です。
- ◆添付する『不動産売買契約書(原契約)』で契約日を確認できる必要があります。
- ◆6 の住宅が完成した日から1年以内の住宅が対象です。
- ◆契約前の入力はできません。(未来日の入力は不可)

※不動産売買契約を締結し、申請書類の準備完了後に交付申請の予約を行うことができます。

6 新築分譲住宅の完成日を西暦で入力〔数字〕

- ◆『建築確認における検査済証』の発出日を入力してください。
- ◆交付申請の予約の場合、完成予定日を入力してください。

7 新築分譲住宅の引渡日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約日および2025年11月28日以降に引渡しを行った住宅が対象です。
- ◆住宅の鍵の引渡日を入力してください。
- ◆交付申請は、引渡し後に行うことができます。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、引渡予定日を入力してください。
ただし、予約の有効期間(予約の提出から3ヶ月または2026年12月31日のいずれか早い日)までに引渡しできない工事について、交付申請の予約を行うことはできません。

《 2 で[他社取り扱い工事]を選択した場合のみ》

8 予⇒交 変更不可 新築分譲住宅の販売事業者の名称および代表者の肩書・氏名を入力

- ◆添付する『不動産売買契約書』に記載のある事業者名を入力してください。
- ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株)⇒×、XXXX株式会社⇒○)
- ◆個人事業主は、屋号を入力してください。
屋号がない場合は、[屋号のない個人事業主]にチェックしてください。
また、[代表者氏名]欄は、本人の氏名を入力してください。
- ◆個人間売買は、対象外です。

※入力した「販売事業者」と「補助事業者」が一致することはありません。(同じ場合は[自社取り扱い工事]になります)

《[購入・工事/既存住宅(リフォーム)]の場合の 10 入力》

9 予⇒交 変更不可 リフォーム工事の工事請負契約日を西暦で入力〔数字〕

- ◆変更契約の有無に関わらず、原契約の締結日を入力してください。
- ◆給湯器(1台目)設置開始日以前の契約が対象です。
- ◆添付する『工事請負契約書(原契約)』で契約日を確認できる必要があります。
- ◆注文書・注文請書で契約を締結した場合、請書に記載の請負日を入力してください。
- ◆工事を含む売買契約を締結した場合も対象です。その場合、当該売買契約の締結日を入力してください。
- ◆契約前の入力はできません。(未来日の入力は不可)

《 3 で[交付申請の予約]を選択した場合のみ》

10 予⇒交 変更不可 契約工事全体の着手日を西暦で入力〔数字〕

- ◆着手前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
- ※契約工事全体に着手し、申請書類の準備完了後に交付申請の予約を行うことができます。

11 給湯器(1台目)設置工事の着手日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約日および2025年11月28日以降に着手したものが対象です。
- ◆交付申請の場合、着手前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、着手予定日を入力してください。

12 リフォーム工事の引渡日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約工事すべての引渡しまたは補助対象製品の使用開始日を入力してください。
- ◆交付申請は、引渡し以降または使用開始以降に行うことができます。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、引渡予定日を入力してください。
ただし、予約の有効期間(予約の提出から3ヶ月または2026年12月31日のいずれか早い日)までに引渡しできない工事について、交付申請の予約を行うことはできません。

《 2 で[他社取り扱い工事]を選択した場合のみ》

13 予⇒交 変更不可 リフォーム工事の工事施工者の名称および代表者の肩書・氏名を入力

- ◆添付する『工事請負契約書』に記載のある事業者名を入力してください。
- ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株)⇒×、XXXX株式会社⇒○)
- ◆個人事業主は、屋号を入力してください。
屋号がない場合は、[屋号のない個人事業主]にチェックしてください。
また、[代表者氏名]欄は、本人の氏名を入力してください。

※入力した「工事施工者」と「補助事業者」が一致することはありません。(同じ場合は[自社取り扱い工事]になります)

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ②-3】

《[購入・工事/既存住宅(交換条件付購入)]の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

(2) 契約および工事の情報	
14 不動産売買契約の原契約日・	西暦 [] 年 [] 月 [] 日 ※未来日は登録不可 ※不動産売買契約の原契約日を入力 ※申請タイプを誤った場合は【新規申請(予約を含む)】から正しい申請タイプで新たに作成する必要があります
15 宅の引渡日・ 予約は予定日)	西暦 [] 年 [] 月 [] 日 ※未来日は登録不可(予約を除く) ※予約期限(提出する日から3か月)までに引渡しができない工事の予約は行いません
16 販売事業者名・ 代表者氏名・	<input type="text"/> <input type="checkbox"/> 屋号のない個人事業主 ※不動産売買契約書に記載のある事業者名を入力 ※株式会社等は必ず姓を入力(※(株) (有)) ※個人事業主で屋号がある場合、屋号を入力 氏 [] 名 [] ※個人事業主の場合、本人の氏名
入力続ける(更新) ※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。	

《[リース利用/新築注文住宅・新築分譲住宅]の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

(2) リース契約等の情報	
17 リース契約日・	西暦 [] 年 [] 月 [] 日 ※未来日は登録不可 ※添付するリース契約書で確認できること
18 リース期間・	[] ヶ月間 ※6年(72ヶ月)以上であること ※添付するリース契約書で確認できること
19 原日・ 予約は予定日)	西暦 [] 年 [] 月 [] 日 ※未来日は登録不可 ※契約日および2025年11月28日以降であること
20 リース事業者名・ 代表者氏名・	<input type="text"/> <input type="checkbox"/> 屋号のない個人事業主 ※リース契約書に記載のあるリース事業者を入力 氏 [] 名 [] ※個人事業主の場合、本人の氏名
入力続ける(更新) ※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。	

! 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、**一部の項目が予約時から変更できません。**
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆ 予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆ 予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細 交付申請(予約を含む) | 入力画面②-3

《[購入・工事/既存住宅(購入)]の場合の 10 入力》

14 予⇒交 変更不可 既存住宅の不動産売買契約日等を西暦で入力〔数字〕

- ◆変更契約の有無に関わらず、原契約の締結日を入力してください。
- ◆住宅の引渡日以前の契約が対象です。
- ◆添付する『不動産売買契約書(原契約)』で契約日を確認できる必要があります。
- ◆契約前の入力はできません。(未来日の入力は不可)

※不動産売買契約を締結し、申請書類の準備完了後に交付申請の予約を行うことができます。

15 既存住宅の引渡日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約日および2025年11月28日以降に引渡しを行った住宅が対象です。
- ◆住宅の鍵の引渡日を入力してください。
- ◆交付申請は、引渡し後に行うことができます。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、引渡予定日を入力してください。
ただし、予約の有効期間(予約の提出から3ヶ月または2026年12月31日のいずれか早い日)までに引渡しできない工事について、交付申請の予約を行うことはできません。

《 2 》で[他社取り扱い工事]を選択した場合のみ》

16 予⇒交 変更不可 既存住宅の販売事業者の名称および代表者の肩書・氏名を入力

- ◆添付する『不動産売買契約書』に記載のある事業者名を入力してください。
- ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株)⇒×、XXXX株式会社⇒○)
- ◆個人事業主は、屋号を入力してください。
屋号がない場合は、[屋号のない個人事業主]にチェックしてください。
また、[代表者氏名]欄は、本人の氏名を入力してください。
- ◆個人間売買は、対象外です。

《[リース利用/新築注文住宅・新築分譲住宅]の場合の 10 入力》

17 予⇒交 変更不可 設置する給湯器のリース契約日等を西暦で入力〔数字〕

- ◆住宅の引渡日以前の契約が対象です。
- ◆添付する『リース契約書』で契約日を確認できる必要があります。
- ◆契約前の入力はできません。(未来日の入力は不可)

※リース契約を締結し、申請書類の準備完了後に交付申請の予約を行うことができます。

18 予⇒交 変更不可 設置する給湯器のリース期間を入力〔数字〕

- ◆6年(72ヶ月)以上が対象です。
- ◆添付する『リース契約書』で確認できる必要があります。

19 新築住宅の引渡日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約日および2025年11月28日以降に引渡しを行った住宅が対象です。
- ◆住宅の鍵の引渡日を入力してください。
- ◆交付申請は、引渡し後に行うことができます。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、引渡予定日を入力してください。
ただし、予約の有効期間(予約の提出から3ヶ月または2026年12月31日のいずれか早い日)までに引渡しできない工事について、交付申請の予約を行うことはできません。

《 2 》で[他社取り扱いリース]を選択した場合のみ》

20 予⇒交 変更不可 給湯器のリース事業者の名称および代表者の肩書・氏名を入力

- ◆添付する『リース契約書』に記載のある事業者名を入力してください。
- ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株)⇒×、XXXX株式会社⇒○)
- ◆個人事業主は、屋号を入力してください。
屋号がない場合は、[屋号のない個人事業主]にチェックしてください。
また、[代表者氏名]欄は、本人の氏名を入力してください。

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ②-4】

《[リース利用/既存住宅(リフォーム)]の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

(2) リース契約等の情報	
21	リース契約日 西暦 [] 年 [] 月 [] 日 ※未来日は登録不可 ※添付するリース契約書で確認できること
22	リース期間 [] ヶ月間 ※6年(72ヶ月)以上であること ※添付するリース契約書で確認できること
23	漏器(1台目)の設置工事 の予定日 西暦 [] 年 [] 月 [] 日 ※(交付のみ)未来日は登録不可 ※契約日および2025年11月28日以降であること
24	竣工・ 予約は予定日 西暦 [] 年 [] 月 [] 日 ※工事の引渡しまたは給湯器の使用開始日 ※未来日は登録不可 ※契約日および2025年11月28日以降であること
25	リース事業者名 [] ※リース契約書に記載のあるリース事業者を入力 <input type="checkbox"/> 屋号のない個人事業主 代表者氏名 氏 [] 名 [] ※個人事業主の場合、本人の氏名

入力続ける (更新) ※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

! 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、**一部の項目が予約時から変更できません。**
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細 交付申請(予約を含む) | 入力画面②-4

《[リース利用/既存住宅(リフォーム)]の場合の 10 入力》

21 予⇒交 変更不可 設置する給湯器のリース契約日を西暦で入力〔数字〕

- ◆給湯器(1台目)設置開始日以前の契約が対象です。
- ◆添付する『リース契約書』で契約日を確認できる必要があります。
- ◆契約前の入力はできません。(未来日の入力は不可)

※リース契約を締結し、申請書類の準備完了後に交付申請の予約を行うことができます。

22 予⇒交 変更不可 設置する給湯器のリース期間を入力〔数字〕

- ◆6年(72ヶ月)以上が対象です。
- ◆添付する『リース契約書』で確認できる必要があります。

23 予⇒交 変更不可 給湯器(1台目)設置工事の着手日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約日および2025年11月28日以降に着手したものが対象です。
- ◆交付申請の場合、着手前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、着手予定日を入力してください。

24 リフォーム工事の引渡日を西暦で入力〔数字〕

- ◆契約工事すべての引渡しまたは補助対象製品の使用開始日を入力してください。
- ◆交付申請は、引渡し以降または使用開始以降に行うことができます。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、引渡予定日を入力してください。
ただし、予約の有効期間(予約の提出から3ヶ月または2026年12月31日のいずれか早い日)までに引渡しできない工事について、交付申請の予約を行うことはできません。

《 2 で[他社取り扱いリース]を選択した場合のみ》

25 予⇒交 変更不可 給湯器のリース事業者の名称および代表者の肩書・氏名を入力

- ◆添付する『リース契約書』に記載のある事業者名を入力してください。
- ◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株)⇒×、XXXX株式会社⇒○)
- ◆個人事業主は、屋号を入力してください。
屋号がない場合は、[屋号のない個人事業主]にチェックしてください。
また、[代表者氏名]欄は、本人の氏名を入力してください。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ③-1】

《[エネファーム以外の給湯器]選択の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

代表者氏名 氏 名 ※個人事業主の場合、本人の氏名

入力を確認 (更新) ※ここまで入力が入りしチェックできます。申請内容を変更して「更新」した場合、変更部分に該当するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

(3) 高効率給湯器の情報

※入力した製品が、本事業の補助対象外(補助額0円)の場合、入力を継続できません。(給湯器が補助対象を含む)

12 エネファーム以外の給湯器 ○ エネファーム

13 方式 製品型番 メーカー名 製品売価 工賃

ハイブリッド XXX-XXXX ×株式会社

14 製品情報確認

※製品型番は、メーカーが本事業に登録した型番と完全一致すること、登録された型番は、補助対象製品検索から確認できます。(エコキュート/ハイブリッド)

※メーカー名の欄に「該当なし」と表示された場合、入力した製品型番は補助対象外です。
 ※給湯器により、性能要件を満たすために追加情報を入力および追加提出書類の添付が必要となる場合があります。
 ※追加情報の入力欄が表示された場合は入力してください。
 ※追加情報が必要でない場合、入力欄は表示されないので、追加情報の入力および追加提出書類の添付は不要です。

15 給湯器

※性能要件の詳細はこちら

方法	追加情報	納品書で確認する型式	追加提出書類
<input checked="" type="checkbox"/> 給湯器本体により要件を満たす	なし	なし	なし
※台所リモコンの型式を入力後に、給湯器本体の製品型番を修正すると、入力した型式は削除されます。ご注意ください。			

交換前の給湯器の種類

新設(交換前の給湯器がない) 従来型給湯器 エコジョーズ エコフィール 電気温水器
 エコキュート ハイブリッド エネファーム その他 ()

新設工補助額確認 (更新)

給湯器工補助額	みらいエコ補助額
(参考) ¥100,000	¥45,000

※補助額が¥0の場合、入力した製品型番は補助対象外となります。

入力欄を追加

給湯器工事事業に要した費用 (A) ¥0 ※ (A) は、交付決定通知等の共同事業者の得意票を添付して記載されます。ご注意ください。

※給湯器工事事業の申請にあたっては、「製品売価」「工賃」について、概算金額の申告が必要です。
 申告書の合計 (A) が、給湯器工事基本補助額を下回る場合、当該事業に交付申請を行うことはできません。
 「製品売価」は、「製品型番」を型番を入力した給湯器に該当する「型番」(設置型番)の発売価格を入力してください。(消費税別)
 「工賃」は、「製品型番」を型番を入力した給湯器に該当する「型番」(設置型番)の設置工事の標準的な工賃を入力してください。(消費税別)
 なお、設置に要する資材費を含み、運搬、廃棄物処理、他の設備等の工賃費、現場費を含みます。
 ※補助対象となる給湯器の設置工事と一般的に不可分な費用については、工賃に含めてください。
 (但し費用を含められない場合は、各事業者にて判断してください)
 ※複数の工事について一式で計上された費用は、本事業の補助対象である給湯器の
 販売価格の合計金額とその他の設備等の販売価格の合計金額との比率に応じて、区分してください。

補助申請に関わる経費

《 15 給湯器本体により要件を満たす場合》

給湯器

※性能要件の詳細はこちら

方法	追加情報	納品書で確認する型式	追加提出書類
<input checked="" type="checkbox"/> 給湯器本体により要件を満たす	なし	なし	なし
※台所リモコンの型式を入力後に、給湯器本体の製品型番を修正すると、入力した型式は削除されます。ご注意ください。			

《 15 付属の台所リモコンもしくは無線LANアダプターにより要件を満たす場合》

給湯器

※性能要件の詳細はこちら

方法	追加情報	納品書で確認する型式	追加提出書類
<input checked="" type="checkbox"/> 付属の台所リモコンにより要件を満たす (型式の確認はこちら)	台所リモコンに搭載された型式		左記の型番が確認できる消費者納品書 台所リモコンの設置および型番が確認できる写真
<input type="checkbox"/> 付属の無線LANアダプターにより要件を満たす (型式の確認はこちら)	無線LANアダプターの型式		左記の型番が確認できる消費者納品書 無線LANアダプターの設置および型番が確認できる写真
※台所リモコンの型式もしくは無線LANアダプターの型式を入力後に、給湯器本体の製品型番を修正すると、入力した型式は削除されます。ご注意ください。			

! 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、予⇒交 変更不可 を表示しています。当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
 - ◆ 予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
 - ◆ 予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細 交付申請(予約を含む) | 入力画面③-1

(3) 高効率給湯器の情報①

12 設置した給湯器について該当するものを選択

◆[エネファーム以外の給湯器]と[エネファーム]で入力方法が異なります。

《 12 で[エネファーム以外の給湯器]を選択した場合 》

13 設置した補助対象製品の方式(エコキュート等)と製品型番、製品売価と工事費をそれぞれ入力

◆補助対象製品の方式や製品型番は『銘板ラベルの写真』『保証書の写し』に記載のとおりに入力してください。

入力に誤りがある場合は、エラーとなります。

[補助対象製品検索から確認できます。(エコキュート/ハイブリッド)]をクリックすると、本事業のホームページ内にある対象製品検索ページに遷移します。ご利用ください。

◆入力した製品型番が、本事業の補助対象外(補助額0円)の場合、エラーが表示されます。

◆交付申請の予約時、[製品型番]は設置予定の製品を入力してください。

◆[製品売価]は、[製品型番]に入力した給湯器1台分(単体/付属品等除く)の販売価格(消費税別)を入力してください。

◆[工事費]は、[製品型番]に入力した給湯器1台あたりの設置工事に要した費用の概算(消費税別)を入力してください。

◆補助対象となる給湯器の設置工事と一般的に不可分な費用については、工事費に含めて問題ありません。

(個々費用を含めるか含めないかについては各事業者にて判断願います)

◆複数の工事について一式で計上された費用は、補助対象製品の販売価格の合計金額とその他の設備等の販売価格の合計金額との比率に応じて、按分してください。

※方式と製品型番の組合せが正しくない場合、エラーが表示されます。

《 12 で[エネファーム以外の給湯器]を選択した場合 》

14 [製品型番確認]ボタンをクリック

◆クリックすると、15 に 13 で入力した補助対象製品の性能要件が表示されます。

◆クリック後、[(参考)給湯器補助額] (a) が [¥0] の場合、入力した型番は本事業の補助対象外です。

《 12 で[エネファーム以外の給湯器]を選択した場合 》

15 13 で入力した給湯器の性能要件に該当するものをチェックし、追加情報を入力

◆[性能要件の詳細はこちら]をクリックすると、本事業のホームページの対象機器の詳細ページが表示されます。

◆給湯器本体が性能要件を満たす場合、追加情報の入力は不要です (b)。

◆[付属の台所リモコンにより要件を満たす]場合は c にチェックされていることを確認し、台所リモコンの型式を『工事写真』に記載されている表記のとおり d へ入力してください。

◆[付属の無線LANアダプターにより要件を満たす]場合は c にチェックされていることを確認し、無線LANアダプターの型式を『工事写真』に記載されている表記のとおり d へ入力してください。

◆[付属の台所リモコンにより要件を満たす][付属の無線LANアダプターにより要件を満たす]両方表示されている場合は、該当する方の c にチェックし、追加情報(台所リモコンの型式もしくは無線LANアダプターの型式)を d へ入力してください。(上記でチェックしなかった方は入力欄が非活性となり、選択・入力はできません)

◆[(型式の確認はこちら)]をクリックすると、「【補足資料】性能要件を満たすための追加部品として対象となる型番(型式)」が表示されます。

※台所リモコンもしくは無線LANアダプターの型式を入力後に、給湯器本体の製品型番を修正した場合、d に入力した対象機器の型式は削除されます。ご注意ください。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

③交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ③-2】

《[エネファーム]選択の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

13

(3) 高効率給湯器の情報

設置した給湯器を選択後、製品名および製品売価、工事費を入力し、製品を専断ボタンを押してください。

エネファーム以外の給湯器 エネファーム ※入力した型番が、本事業の補助対象外(補助額0円)の場合、入力を継続できません。(給湯器種別が補助対象の場合を含む)

区分※	燃料電池ユニット型式	(PEの場合のみ) 貯湯ユニット型式	製品売価*	工事費*
▼			¥	¥

※PE = PEFC(固体高分子形燃料電池)、SO = SOFC(固体酸化燃料電池)
 ※バックアップ熱源であるエコジョーズやエコフィールをみらいエコ住宅2026事業で申請することはできません
 ※製品型番は、メーカーが本事業に登録した型番と完全一致すること。登録された型番は、補助対象製品検索から確認できます。(エネファーム)

交換前の給湯器の種類

新設(交換前の給湯器がない) 従来型給湯器 エコジョーズ エコフィール 電気温水器
 エコキュート ハイブリッド エネファーム その他()

給湯器①補助額確認(更新)

(参考)	給湯器①補助額	みらいエコ補助額
	¥0	¥0

※補助額が¥0の場合、入力した製品型番は補助対象外となります。

給湯器工事事業に要した費用(A) ¥0 ※(A)は、交付決定通知等の共同事業者の保管を要する書類に記載されます。ご注意ください。

*:給湯器工事事業の申請にあたっては、「製品売価」「工事費」について、概算金額の申告が必要です。
 申告額の合計(A)が、給湯器工事基本補助額を下回る場合、当該事業に交付申請を行うことはできません。
 「製品売価」は、「製品型番・型式」を入力した給湯器1台あたり、「単位・付属品等区分」の売価価格で入力してください。(消費税率別)
 「工事費」は、「製品型番・型式」を入力した給湯器1台あたりの設置工事に要した費用の概算を入力してください。(消費税率別)
 なお、設置に要する資材費を含み、運搬、廃棄物処理、他の設備等の工事費、残価償却費を除きます。
 ※補助対象となる給湯器の設置工事と一時的に不可欠な費用については、工事費に含めてください。
 (従々費用を含めるか否めいかについては、各事業者にて判断ください)
 ※給湯器の工事について一式で計上された費用は、本事業の補助対象である給湯器の
 販売価格の合計金額とその他の設備等の販売価格の合計金額との比率に応じて、控除してください。

! 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、**一部の項目が予約時から変更できません。**
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可**を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

(3) 高効率給湯器の情報①

《12》で[エネファーム]を選択した場合》

13 設置したエネファームの区分と型式、製品売価と工事費をそれぞれ入力

- ◆エネファームの区分と型式は『銘板ラベルの写真』に記載されている表記のとおりに入力してください。
入力に誤りがある場合は、エラーとなります。
[補助対象製品検索から確認できます。(エネファーム)]をクリックすると、本事業のホームページ内にある対象製品検索ページに遷移します。ご利用ください。
- ◆区分について、[PE]はPEFC(固体高分子形燃料電池)、[SO]はSOFC(固体酸化物形燃料電池)です。
- ◆区分が[PE]の場合、[貯湯ユニット型式]も入力してください。
- ◆入力した型式が、本事業の補助対象外(補助額0円)の場合、エラーが表示されます。
- ◆交付申請の予約時、[型式]は設置予定の製品を入力してください。
- ◆[製品売価]は、**[燃料電池ユニット型式]に入力した給湯器1台分(単体/付属品等除く)**の販売価格(消費税別)を入力してください。
- ◆[工事費]は、**[燃料電池ユニット型式]に入力した給湯器1台あたり**の設置工事に要した費用の概算(消費税別)を入力してください。
- ◆補助対象となる給湯器の設置工事と一般的に不可分な費用については、工事費に含めて問題ありません。
(個々費用を含めるか含めないかについては各事業者にて判断願います)
- ◆複数の工事について一式で計上された費用は、補助対象製品の販売価格の合計金額とその他の設備等の販売価格の合計金額との比率に応じて、按分してください。

※区分と型式の組合せが正しくない場合、エラーが表示されます。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

⑧交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ③-3】

《[エネファーム以外の給湯器]選択の場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

16 給湯器①

17 給湯器①補助額 (¥100,000) / みらいエコ補助額 (¥45,000)

18 入力欄を追加

19 給湯器工事費に要した費用 (A) ¥0

20 補助額確認 (更新)

現在 給湯器工事基本補助額 ¥100,000 / みらいエコ補助額 ¥0

(参考) 給湯器工事基本補助額 ¥100,000 / みらいエコ補助額 ¥0

《 18 をクリックした場合》

18 削除

！ 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可** を表示しています。当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
 - ◆ 予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
 - ◆ 予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細 交付申請(予約を含む) | 入力画面③-3

(3) 高効率給湯器の情報②

《購入・工事タイプで **5** 受注区分が[リフォーム][交換条件付購入]の場合のみ》

16 交換前の給湯器の種類を選択

- ◆交換条件付購入の場合、給湯器を新設しても補助対象になりません。
- ◆その他を選択した場合、入力欄に交換前の給湯器の種類を入力してください。

17 [給湯器①補助額確認(更新)]ボタンをクリックし、入力した製品の基本補助額を算出

- ◆ **13** または **13** の入力内容から算出し、**e** に表示されます。参考としてみらいエコ住宅2026事業の補助額も表示されます。[(参考)みらいエコ補助額]欄に金額(0以外)が入っている場合、みらいエコ住宅2026事業で補助を受けられる場合があります。(別途、交付申請が必要です)

《 **6** で[戸建]を選択し、補助対象製品を2台設置した場合のみ》

18 [入力欄を追加]をクリックしてください。追加表示された入力欄に設置した2台目の補助対象製品について、**13** または **13**、**14** ~ **17** と同様に入力

《 **18** をクリックした場合》

18 追加した入力欄を削除する場合は、[削除]をクリック**19** 本事業の補助対象となる製品についての設置工事に要した経費を確認

- ◆本事業の申請にあたっては、[給湯省エネ事業に要した費用(A)]について申告する必要があります。当該経費は、**13** または **13** で入力する[製品売価]と[工事費]の合計をいいます。(自動で算出されます) この額が **20** で算出された[給湯省エネ基本補助額]を下回る場合、本事業の交付申請を行うことはできません。
- ※この額は、交付決定通知等の共同事業者の保管を要する書類に記載されます。ご注意ください。

20 [補助額確認(更新)]ボタンをクリックし、基本補助額を算出

- ◆ **12** から **18** の入力内容から算出し、**f** に表示されます。参考としてみらいエコ住宅2026事業の補助額も **g** に表示されます。[(参考)みらいエコ補助額]欄に金額(0以外)が入っている場合、みらいエコ住宅2026事業で補助を受けられる場合があります。(別途、交付申請が必要です)

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ④】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

確認

(参考) 給湯器工基本補助額 ¥100,000 みらいエコ補助額 ¥0

21 性能加算額

基本補助額で入力した給湯器は、以下の方法により加算を受けられる場合があります。給湯器本体が加算要件を満たす場合、追加情報の入力および追加提出書類の添付は不要です。給湯器本体で加算要件を満たさない場合、追加情報の入力し、追加提出書類を添付してください。※加算要件を満たすことができない給湯器の場合、加算情報は表示されません。

■ハイブリッド ※性能加算の詳細はこちら

方法	追加情報	納品書で確認する型式	追加提出書類
<input checked="" type="checkbox"/> 付属の貯湯ユニットにより要件を満たす(型式の確認はこちら)	貯湯ユニットに記載された型式		・貯湯ユニットの取扱写真 ・貯湯ユニットの設置が確認できる写真

※貯湯ユニットの型式を入力後に、給湯器本体の製品型番を修正すると、入力した型式は削除されます。ご注意ください。

22 補助額確認 (更新)

性能加算額合計 ¥0

23 除去加算額

基本補助額で入力した給湯器の設置と同時に以下の機器を除去する場合、補助額の加算を受けることができます。電気温水器は設置した給湯器の台数、電気蓄熱暖房機は2台/戸を上限とします。

電気蓄熱暖房機の除去を実施した

除去日 西暦 年 月 日 ※2025年11月28日以降であること
※予約の場合は予定日を入力
※2台除去を行った場合は、1台目の除去日を入力

除去した台数 台 ※2台/戸以下であること

除去した事業者 自社(下請業者が除去した場合を含む) 共同事業者が別途契約した除去事業者

※除去事業者と工事の情報

No	分種発注事業者名	除去工事の契約日	着工日	引渡日	追加提出書類
1		年 月 日	年 月 日	年 月 日	・除去内容が確認できる契約書 ・(分種発注の場合) 除去工事 分種発注工事証明書(兼申請書)

電気温水器の除去を実施した

除去日 西暦 年 月 日 ※2025年11月28日以降であること
※予約の場合は予定日を入力
※2台除去を行った場合は、1台目の除去日を入力

除去した台数 台 ※設置した給湯器以下であること

除去した事業者 自社(下請業者が除去した場合を含む) 共同事業者が別途契約した除去事業者

※除去事業者と工事の情報

No	分種発注事業者名	除去工事の契約日	着工日	引渡日	追加提出書類
1		年 月 日	年 月 日	年 月 日	・除去内容が確認できる契約書 ・(分種発注の場合) 除去工事 分種発注工事証明書(兼申請書)

補助額確認 (更新)

除去加算額合計 ¥0

《 21 給湯器本体により性能加算要件を満たす場合(エコキュート/ハイブリッド) 》

21 エコキュート ※性能加算の詳細はこちら

方法	追加情報	納品書で確認する型式	追加提出書類
<input checked="" type="checkbox"/> 給湯器本体により要件を満たす	なし	なし	なし

《 21 付属の貯湯ユニットにより性能加算要件を満たす場合(ハイブリッド) 》

21 ハイブリッド ※性能加算の詳細はこちら

方法	追加情報	納品書で確認する型式	追加提出書類
<input checked="" type="checkbox"/> 付属の貯湯ユニットにより要件を満たす(型式の確認はこちら)	貯湯ユニットに記載された型式		・貯湯ユニットの取扱写真 ・貯湯ユニットの設置が確認できる写真

※貯湯ユニットの型式を入力後に、給湯器本体の製品型番を修正すると、入力した型式は削除されます。ご注意ください。

! 交付申請の予約における注意

- ◆ 予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可** を表示しています。当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
 - ◆ 予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
 - ◆ 予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
- ※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

第3章 交付申請(予約を含む)の登録

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面④

(3) 高効率給湯器の情報③

《性能加算を申請する場合》

21 13 で入力した給湯器の性能加算要件にチェックされて、追加情報の入力が必要な場合は追加情報を入力

- ◆性能加算要件を満たさない給湯器の場合、性能加算要件欄は表示されません。
- ◆[補助額確認(更新)]ボタンをクリックし、[補助対象外]と表示された場合は、追加情報で入力した「型式」は補助対象として登録されていません。
- ◆[性能加算の詳細はこちら]をクリックすると、本事業のホームページの対象機器の詳細ページが表示されます。

※エネファームに性能加算はありません。

《給湯器本体により性能加算要件を満たす場合(エコキュート/ハイブリッド)》

- ◆追加情報の入力は不要です(h)。

《付属の貯湯ユニットにより性能加算要件を満たす場合(ハイブリッド)》

- ◆iにチェックされていることを確認し、貯湯ユニットの型式を『銘板写真』に記載されている表記のとおりiへ入力してください。
- ◆性能加算を申請しない場合は、iのチェックを外してください。
- ◆[(型式の確認はこちら)]をクリックすると、「【補足資料】貯湯ユニットとの組み合わせにより性能加算の対象となる型番(型式)」が表示されます。

※貯湯ユニットの型式を入力後に、基本補助額となる給湯器本体の製品型番を修正した場合、iに入力した性能加算対象機器の型式が削除されます。ご注意ください。

《性能加算を申請する場合》

22 [補助額確認(更新)]ボタンをクリックし、入力した製品の性能加算額合計を算出

- ◆21 の入力内容から算出し、kに表示されます。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ⑤】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

23 電気蓄熱暖房機の除去を実施した

24 電気蓄熱暖房機

25 電気温水器の除去を実施した

26 電気温水器

27 補助額確認 (更新)

28 補助額の確認

29 入力を確認する (更新)

No	分譲売主事業者名	除去工事の契約日	着工日	引渡日	追加提出書類
1					・除去内容が確認できる契約書 ・(分譲売主の場合) 除去工事 分譲売主工事証明書 (兼申請書)

現在	基本額	性能加算額	除去加算額	合計
	¥ 100,000	¥ 0	¥ 0	¥ 100,000

(参考)	給電省エネ補助額	みらいエコ補助額
	¥ 100,000	¥ 0

(4) 共同事業者 (個人) ※工事発注者、建築主、住宅購入者等

共同事業者・氏名

氏 名

ワジ メイ

※必ず工事発注者、建築主、住宅購入者等情報を入力してください。
(本事業では、給電省エネ事業者 (あなた) は共同事業者に該当しません)
※添付する契約書の発注者、本人確認書類と一致すること
※必ず正しい読み方を確認して入力

! 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。
(変更できない項目は各詳細で、予⇒交 変更不可 を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細

交付申請(予約を含む) | 入力画面⑤

(3) 高効率給湯器の情報④

《電気蓄熱暖房機の撤去加算を申請する場合》

23 [電気蓄熱暖房機の撤去を実施した]にチェックし、撤去日、撤去した台数を入力、撤去した事業者に該当するものを選択

- ◆2025年11月28日以降に撤去されたものが加算対象です。
- ◆1住戸あたり2台までの撤去が加算対象です。2台撤去加算を申請する場合は、1台目の撤去日を入力してください。
- ◆分離発注等により共同事業者が撤去工事を別の事業者と契約した場合、[共同事業者が別途契約した撤去事業者]を選択してください。
- ◆**2** エネルギー小売区分の[他社取り扱い工事]に該当する申請においても、共同事業者が撤去工事を同じ工事施工者等と契約した場合は[自社]を選択、分離発注等により共同事業者が撤去工事を別の事業者と契約した場合、[共同事業者が別途契約した撤去事業者名]を選択してください。
- ◆[撤去した事業者に該当するものは選択]は、交付申請の予約後に変更できません。
- ◆交付申請の予約後において撤去加算を取りやめる場合は、撤去した台数を0と修正入力してください。申請した撤去台数を減らすことも可能です。

《**23** [共同事業者が別途契約した撤去事業者]を選択した場合》

24 撤去工事を行う事業者名を入力し、工事請負契約日・着工日・引渡日をそれぞれ西暦で入力〔数字〕

- ◆[分離発注事業者名]は、撤去工事の契約書と撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書)に記載の撤去事業者名を入力してください。(「株式会社」も入力してください)
- ◆撤去工事を行う事業者は、給湯省エネ事業者でなくても申請できます。
- ◆交付申請の場合、引渡し以前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、着工日と引渡日については予定日を入力してください。
- ◆[分離発注事業者名]と[撤去工事の契約日]は、交付申請の予約後に変更できません。

《電気温水器の撤去加算を申請する場合》

25 [電気温水器の撤去を実施した]にチェックし、撤去日、撤去した台数を入力、撤去した事業者に該当するものを選択

- ◆2025年11月28日以降に撤去されたものが加算対象です。
- ◆**13** または **13** で入力した給湯器の台数以下の撤去が加算対象です。2台撤去加算を申請する場合は、1台目の撤去日を入力してください。
- ◆分離発注等により共同事業者が撤去工事を別の事業者と契約した場合、[共同事業者が別途契約した撤去事業者]を選択してください。
- ◆**2** エネルギー小売区分の[他社取り扱い工事]に該当する申請においても、共同事業者が撤去工事を同じ工事施工者等と契約した場合は[自社]を選択、分離発注等により共同事業者が撤去工事を別の事業者と契約した場合、[共同事業者が別途契約した撤去事業者名]を選択してください。
- ◆[撤去した事業者に該当するものは選択]は、交付申請の予約後に変更できません。
- ◆交付申請の予約後において撤去加算を取りやめる場合は、撤去した台数を0と修正入力してください。申請した撤去台数を減らすことも可能です。

《**25** [共同事業者が別途契約した撤去事業者]を選択した場合》

26 撤去工事を行う事業者名を入力し、工事請負契約日・着工日・引渡日をそれぞれ西暦で入力〔数字〕

- ◆[分離発注事業者名]は、撤去工事の契約書と撤去工事 分離発注工事証明書(兼申請書)に記載の撤去事業者名を入力してください。(「株式会社」も入力してください)
- ◆撤去工事を行う事業者は、給湯省エネ事業者でなくても申請できます。
- ◆交付申請の場合、引渡し以前の入力はできません。(未来日の入力は不可)
- ◆交付申請の予約の場合、着工日と引渡日については予定日を入力してください。
- ◆[分離発注事業者名]と[撤去工事の契約日]は、交付申請の予約後に変更できません。

《撤去加算を申請する場合》

27 [補助額確認(更新)]ボタンをクリック。入力した撤去工事の撤去加算額を算出

- ◆**23** ~ **26** の入力内容から算出し、**f** に表示されます。

28 [補助額確認(更新)]ボタンをクリックして、補助額の合計を算出

- ◆**12** ~ **27** の入力内容から算出し、基本額および性能加算額、撤去加算額、補助額の合計が **m** に表示されます。
- ◆参考として、**n** にみらいエコ住宅2026事業での補助額も表示されます。
[参考]みらいエコ補助額欄に金額(0以外)が入っている場合、みらいエコ住宅2026事業で補助を受けられる場合があります。(別途、交付申請が必要です)

29 **12** ~ **28** の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

- ◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。
入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

B 交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ⑥】

《 4 で[個人]を選択した場合》

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

入力を確認する (印刷) ※ここまで入力がないかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

(4) 共同事業者 (個人) ※工事発注者、建築主、住宅購入者

30 26 共同事業者・
人名

氏 名
ワジ メイ

※必ず工事発注者、建築主、住宅購入者等情報を入力してください。
(本事業では、給湯省エネ事業者 (あなた) は共同事業者に該当しません)
※添付する契約書の発注者、本人確認書類と一致すること
※必ず正しい読み方を確認して入力

27 共同事業者・
生年月日

西暦 年 月 日 曜と一致すること
※西暦を確認したい場合はこちら
※入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が本人確認書類に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。

28 共同事業者・
住所

給湯器を設置した住宅と同じ ※本人確認書類に記載の住所と一致すること。
〒
都道府県 市区町村
丁目番地等 ※市区町村以降の地名は「丁目番地等」欄へ入力し、数字は全角数字で入力してください。
番が1-1-2-3⇒○ 番が1丁目12番3号⇒×
建物名 ※ある場合は必ず入力
郵便番号 ※ある場合は必ず入力

29 共同事業者・
固定電話

固定 携帯 ※いずれか必須

30 共同事業者
郵便物の送付先

交付決定後、事務局より共同事業者の現在住所に「交付決定と申込のお知らせ (圧着/力字)」の郵便物を送付します。
共同事業者の現在住所ではない別住所宛に送付を希望する場合はのみ、チェックを入れてください。

共同事業者宛郵便物の送付先を指定する
※上の「共同事業者・住所」と同じ住所を指定することはできません。
※登録事業者の住所 (届出者等) を指定することはできません。
※入力された住所に関して、確認のために事務局から連絡 (共同事業者含む) する場合があります。

〒
都道府県 市区町村
丁目番地等 ※市区町村以降の地名は「丁目番地等」欄へ入力し、数字は全角数字で入力してください。
番が1-1-2-3⇒○ 番が1丁目12番3号⇒×
建物名 ※ある場合は必ず入力
郵便番号 ※ある場合は必ず入力

31 入力を確認する (印刷) ※ここまで入力がないかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

(5) 補助金等の情報

《 4 で[法人]を選択した場合の 30 入力欄》

(4) 共同事業者 (法人) ※工事発注者、建築主、住宅購入者

31 共同事業者・
人名

法人名

※必ず工事発注者、建築主、住宅購入者等情報を入力してください。
(本事業では、給湯省エネ事業者 (あなた) は共同事業者に該当しません)
※添付する契約書の発注者と一致すること
※添付する法人登記簿または印鑑証明と一致すること

32 共同事業者・
代表者前名、氏名

前名 氏名

事務局から送付する郵便物の送付先になります。

33 共同事業者・
当番住所

〒
都道府県 市区町村
丁目番地等 ※市区町村以降の地名は「丁目番地等」欄へ入力し、数字は全角数字で入力してください。
番が1-1-2-3⇒○ 番が1丁目12番3号⇒×
建物名 ※ある場合は必ず入力
郵便番号 ※ある場合は必ず入力

34 共同事業者・
当番連絡先

固定 携帯 ※いずれか必須

入力を確認する (印刷) ※ここまで入力がないかチェックできます。申請内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。

! 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、一部の項目が予約時から変更できません。(変更できない項目は各詳細で、予⇒交 変更不可 を表示しています。当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細 交付申請(予約を含む) | 入力画面⑥

30 共同事業者の情報を入力

※ 4 で選択した内容により入力項目が変わります。自身が該当する発注者区分を確認し、下記を参照ください。

31 30 の登録が完了したら、[入力続ける(更新)]ボタンをクリックして仮保存

◆申告した内容により、以降で登録の必要となる項目が変わります。
入力途中で、内容を変更した場合は、必ず[入力続ける(更新)]ボタンをクリックしてください。

《 4 で[個人]を選択した場合の 30 の入力 》

(4) 共同事業者(個人) ※工事発注者、建築主、住宅購入者等 / リース利用者、借主等

26 予⇒交 変更不可 共同事業者の氏名をそれぞれ入力(フリガナ含む)

◆必ず建築主・工事発注者・住宅購入者・リース利用者等の情報を入力してください。
本事業では、給湯省エネ事業者(貴社)は共同事業者に該当しません。
◆添付する『工事請負契約書』『リース契約書』の発注者、『不動産売買契約書』の買主、および『本人確認書類』と一致していることを確認してください。
◆フリガナは、必ず正しい読み方を確認して、入力してください。

27 予⇒交 変更不可 共同事業者の生年月日を西暦で入力〔数字〕

◆『本人確認書類』と一致していることを確認してください。
[西暦を確認したい場合はこちら]をクリックすると、和暦表記と西暦表記の対応表が表示されます。
入力された生年月日に誤りがある場合、事務局が本人確認書類に基づいて修正することがあります。予めご了承ください。

28 予⇒交 変更不可 共同事業者の現住所を入力

◆事務局から共同事業者宛に送付する通知物の送付先住所になります。
◆給湯器を設置した住宅と同じ場合はチェックボックスにチェックしてください。
◆住所の入力方法については、P5を参照ください。

29 共同事業者の固定電話／携帯電話の番号をそれぞれ入力

◆日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。本事業に関して事務局より連絡する場合があります。
◆固定電話／携帯電話のいずれか1つの入力でも問題ありません。

30 郵送物の送付先について、共同事業者の現住所とは別の住所を希望する場合はチェックし、送付先住所を入力

◆チェックした場合、[共同事業者・現住所]で入力した住所と同じ住所を指定することはできません。
◆登録事業者の住所(担当者等)を指定することはできません。
◆住所の入力方法については、P5を参照ください。

《 4 で[法人]を選択した場合の 30 の入力 》

(4) 【法人】共同事業者(工事発注者、建築主、住宅購入者 / リース利用者、借主等)

31 予⇒交 変更不可 共同事業者の法人名および代表者の肩書・氏名をそれぞれ入力

◆必ず工事発注者・建築主・住宅購入者・リース利用者等の情報を入力してください。
本事業では、給湯省エネ事業者(貴社)は共同事業者に該当しません。
◆添付する『工事請負契約書』『不動産売買契約書』『リース契約書』に記載の給湯器の導入に係る契約事業者、および『商業登記』もしくは『印鑑証明書』と一致していることを確認してください。
◆株式会社等は省略せずに入力してください。(XXXX(株)⇒×、XXXX株式会社⇒○)
※予約後の交付申請において、代表者肩書・氏名の変更は可能です。

32 31 の法人の本事業担当者の所属(部署名等)・氏名をそれぞれ入力

◆特に所属がない場合は入力不要です。

33 32 の担当者が所属する事業所の住所を入力

◆事務局から送付する通知物の送付先住所になります。
◆住所の入力方法については、P5を参照ください。

34 32 の担当者の固定電話／携帯電話の電話番号をそれぞれ入力

◆日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。本事業に関して事務局より連絡する場合があります。
◆固定電話／携帯電話のいずれか1つの入力でも問題ありません。

続き 交付申請(予約を含む) | 入力画面

②交付申請(予約を含む)情報の入力

【交付申請(予約を含む) | 入力画面のイメージ⑦】

※実際の画面は、イメージと異なる場合があります。

	共同事業者・担当事業先。	固定 <input type="text"/>	携帯 <input type="text"/>	※いずれか必須
	<input type="button" value="入力を確認(印刷)"/> ※ここまで入力が入力が正しいかチェックできます。申告内容を変更して【更新】した場合、変更部分に関連するこれ以降の項目は情報がクリアされますのでご注意ください。			
	(5) 補助金等の情報			
32	交付申請の制限。	以下を確認し、該当するすべてにチェックを入れてください。(すべてに該当しない場合、補助の対象になりません) ※共同事業者にも必ず確認してください。 <input type="checkbox"/> 本申請の対象となった高効率建築物について、あらいエコ住宅2026事業に重複して交付申請を行っていません。また、今後も行いません。 <input type="checkbox"/> 本申請は、分譲事業者が高効率住宅を住宅に設置した高効率建築物について、自ら補助金の交付を受けようとするものではありません。 <input type="checkbox"/> 本申請は、買取再販事業者が高効率住宅を住宅に設置した高効率建築物について、自ら補助金の交付を受けようとするものではありません。		
33	ノークレジット制度の参加表明 問い合わせ先等 詳細はこちら 共同事業者が個人である場合は必須。	入会を予定する運営効果力ス排出削減事業(プログラム等)を選択してください。 <input type="radio"/> ①事業効果が測定するノークレジット事業実施団体(ノークレジット制度に基づき排出削減を行う団体をいう。)に入会予定 <input type="radio"/> ②地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済 プログラム名 <input type="text"/> ※ ①を選択した場合、団体への入会手続きは事務局が行います。 補助事業者及び共同事業者は、個人情報を含む交付申請の情報のうち、当該入会手続きに必要な情報について、ノークレジット事業実施団体及び個人提供されることに同意したことになります。 ※ ②を選択した場合、自身で参加するプログラムを採る必要があります。(参考: https://jpancredit.go.jp/project/index.php#result) (該当するプログラムがない場合、①を選択してください) ※ ZEH 補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の運営効果力ス排出削減効果が既にクレジット化されている又は見込みである場合も①に記載してください。		
34	交付申請額	¥ 100,000		
35	振込先口座情報。	※経路アカウントが登録した口座を指定できます。 <input type="button" value="口座検索"/> ・口座ID <input type="text"/> ・口座登録名 <input type="text"/> ・金融機関コード <input type="text"/> ・支店コード <input type="text"/> ・預金種別 <input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座 <input type="radio"/> 預金 <input type="radio"/> その他 ・口座名義 <input type="text"/> ・金融機関名 <input type="text"/> ・支店名 <input type="text"/> ・口座番号 <input type="text"/>		
36	補助金の還元方法。	<input type="radio"/> 補助事業に係る契約代金に充当する方法 <input type="radio"/> 現金で支払う方法 ※本事業の「共同事業実施規約」に記載された補助金の還元方法にチェックしてください。		
1	<input type="button" value="保存(チェックなし)"/> <input type="button" value="入力完了"/> <input type="button" value="戻る"/>			

! 交付申請の予約における注意

- ◆予約後の交付申請は、予約時に入力した情報が引き継がれ、**一部の項目が予約時から変更できません。**
(変更できない項目は各詳細で、**予⇒交 変更不可** を表示しています。
当該項目は変更となる場合がありますので、予めご了承ください)
- ◆予約時に申告していないリフォーム工事を交付申請時に追加することはできません。
- ◆予約時に申告した補助額を超えるリフォーム工事を申請することはできません。(超過分は減算されます)
※必要に応じて当該交付申請の予約を破棄(却下後、[誤申請])し、新しい交付申請を作成してください。

各項目の詳細 交付申請(予約を含む) | 入力画面⑦

(5) 補助金等の情報

32 予⇒交 変更不可 該当するすべての内容にチェック

- ◆本申請の対象となった高効率給湯器について、みらいエコ住宅2026事業に重複して交付申請を行うことはできません。
- ◆4の発注者が法人の場合、以下も確認してください。
 - ・分譲事業者が販売を予定する住宅に設置した高効率給湯器について、事業者自ら補助金の交付を受けることはできません。
 - ・買取再販事業者が販売を予定する住宅に設置した高効率給湯器について、事業者自ら補助金の交付を受けることはできません。
- ◆記載内容すべてに該当しない場合、補助の対象になりません。

◀ 4 [個人]を選択の場合▶

33 予⇒交 変更不可 参加を予定する温室効果ガス排出削減事業(プログラム)を選択

- ◆[①事務局が指定する J-クレジット事業実施団体(J-クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう)に入会予定]を選択した場合、団体への入会手続きは事務局が行います。
 なお、補助事業者および共同事業者は、個人情報を含む交付申請の情報のうち、当該入会手続きに必要な情報について、J-クレジット事業実施団体および国へ提供されることに同意したことになります。
- ◆[②地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済]を選択した場合、自身で参加するプログラムを探す必要があります。(該当するプログラムがない場合、①を選択してください)
- ◆ZEH補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の温室効果ガス排出削減効果が既にクレジット化されているまたは見込みである場合も②に記載してください。

34 本事業の交付申請額を確認

- ◆12～28の内容により、自動で算出されます。

35 [口座検索]ボタンをクリックし、下記のとおり当該交付申請における補助金の振込先口座を入力

- ◆統括アカウントが予め登録した口座を以下の手順で指定してください。ここで直接入力することはできません。(指定したい口座が登録されていない場合は、統括アカウントの利用者にご連絡ください)

〈振込先口座の指定手順〉

1 口座検索

- 1 [口座検索]ボタンをクリックすると、[口座検索]画面が表示されます。

- 2 検索条件を入力して[検索]ボタンをクリックすると、該当する承認済の口座情報が表示されます。
 ※検索条件を入力しない場合は、承認済のすべての口座情報が表示されます。

- 3 指定したい口座を選択し、[確定]ボタンをクリックすると、当該口座の情報が自動入力されます。

確定

36 予⇒交 変更不可 当該交付申請の補助金の還元方法について、共同事業者と確認したものを選択

- ◆本事業の「共同事業実施規約」に記載された補助金の還元方法と同じ方法にチェックしてください。



給湯省エネ
2026事業

戸別申請

K1 K2 K3 L

第4章

その他

後日公開予定



給湯省エネ
2026事業

第5章

参考資料

戸別申請

K1 K2 K3 L

交付申請(予約を含む) | 詳細画面の管理情報について

交付申請の作成日や交付決定日等の日付情報等、各申請のサマリや状況は、[交付申請(予約を含む) | 詳細]画面上部に表示されます。自身が行った交付申請(予約を含む)の状況を確認する際に参照してください。

【交付申請(予約を含む) | 詳細画面 管理情報】

管理情報			
作成日	2026/04/20	最終更新日	2026/04/20
交付申請番号	Q000000000 <input type="checkbox"/> ワンストップ申請から作成 ※現在、この申請の字算は確保されていません。 (交付申請(予約を含む)の提出前、予約申請後の予約期限切れ等)	申請タイプ	購入・工事 (戸別)
共同事業者(氏)		共同事業者(名)	
交付申請ステータス	作成中	最終ステータス遷移日	2026/04/20
交付申請提出日		交付申請額(予約を含む)	0
交付決定日		交付確定額	
交付確定日		予約期限	※予約の審査中に工事完了した場合、新規に交付申請を作成、提出できます。 ただし、必ず本予約は「却下依頼」を行ってください。
予約提出日		不備訂正期限	※不備訂正期限の経過後に再度の案内は行いませんので、ご注意ください。
不備訂正依頼日		法人名(屋号)	〇〇株式会社
登録事業者番号	S000000	実績となった交付申請(1件目)	
工事前写真免除依頼書実績(他のアカウントを含む)	<input type="checkbox"/> あり ※Vがある場合、正しい工事前写真が提出できない場合は、補助金の交付を受けることはできません。		

【管理情報記載項目の詳細】

項目名	詳細	項目名	詳細
作成日	当該交付申請を作成した日 ※ [交付申請(予約を含む)の新規作成]画面から作成を開始した日	最終更新日	当該交付申請の入力等を更新し、入力完了(仮保存含む)した直近の日
交付申請番号	当該交付申請における管理上の番号(Q+数字9桁の番号)	申請タイプ	当該交付申請の申請区分
共同事業者氏名	工事を発注した(補助金の還元を受ける)方の氏名		
交付申請ステータス	当該交付申請の現在の申請ステータス ※ 詳細は次ページ参照	最終ステータス遷移日	交付申請ステータスが更新された日
交付申請提出日	当該交付申請を提出した日 ※ 交付申請(予約を含む)の詳細画面にて、[交付申請の提出]ボタンを押した日	交付申請額(予約を含む)	当該交付申請(予約を含む)で、入力完了(仮保存含む)した時点での交付申請額
交付決定日	事務局が当該交付申請(予約を含む)の交付決定を行った日		
交付確定日	当該交付申請の交付確定日	交付確定額	当該交付申請の交付確定額
予約提出日	当該交付申請の予約を提出した日 ※ [交付申請(予約を含む) 入力]画面にて [予約の提出]ボタンを押した日	予約期限	交付申請の予約における有効期間
不備訂正依頼日	事務局が当該交付申請(予約を含む)において、不備等の訂正を求めた日	不備訂正期限	当該交付申請(予約を含む)において、不備等の訂正を行うことが可能な期限の日
登録事業者番号	統括アカウントにて登録した事業者の番号	法人名(屋号)	当該統括アカウントの法人名(屋号)
工事前写真免除依頼書実績(他の担当者アカウントを含む)	免除実績の有無	実績となった交付申請(1件目)	免除対象となった交付申請番号

※次ページへ続く

【交付申請ステータスの詳細】（《共通》は、交付申請と交付申請の予約で共通です）

交付申請ステータス	状態	編集可否	予算確保
作成中 《共通》	利用者が、入力している状態	○	×*1
編集完了 《共通》	利用者が、書類を添付している状態([作成中]に戻すことができます)	○	×*1
審査中*2 《共通》	事務局が審査をしている状態	×	○
審査中(要電話確認) 《共通》	事務局の審査の結果、利用者に電話確認が必要な状態	×	○
訂正依頼*2 《共通》	事務局が、利用者に不備等の訂正を求めている状態	○	○
予約済*2	事務局による交付申請の予約の審査が終わり、予約が確定した状態 交付申請の登録に進むことができます。	○	○
交付決定*2	事務局による交付申請の審査が終わり、交付決定が行われた状態	×	○
受付却下*2 《共通》	不備訂正期限までに不備の訂正に至らなかった、予約済の交付申請について利用者が 交付申請の提出に至らなかった、等により、事務局が交付申請(予約を含む)の受付を 却下した状態([作成中]に戻すことができます)	○	×
申請取下*2 《共通》	事務局の審査の結果、申請を無効化した状態(再編集できません)	×	×
誤申請 《共通》	利用者が、交付申請を削除した状態 ([再編集]ボタンをクリックすることで、[作成中]のステータスに戻すことができます)	×	×

*1 交付申請の予約を行った場合、予約の有効期限内については予算が確保されます。

*2 審査進捗のメール受信設定を「受信する」にしている場合、当該交付申請ステータスに遷移した時点で登録されているメールアドレスに通知が届きます。



給湯省工水
2026事業

第6章

変更履歴

戸別申請

K1 K2 K3 L

